

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月19日

【事業年度】 第76期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社キトー

【英訳名】 KITO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鬼頭 芳雄

【本店の所在の場所】 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地

【電話番号】 055 - 275 - 7521

【事務連絡者氏名】 常務取締役 財務管理本部長 遅澤 茂樹

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階

【電話番号】 03 - 5908 - 0161

【事務連絡者氏名】 常務取締役 財務管理本部長 遅澤 茂樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	55,821	51,141	55,168	61,238	58,722
経常利益	(百万円)	4,576	3,249	3,791	5,748	4,991
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,497	1,897	2,836	4,064	3,204
包括利益	(百万円)	1,152	1,456	3,054	3,878	2,231
純資産額	(百万円)	26,040	21,239	23,697	26,687	27,927
総資産額	(百万円)	60,639	60,137	61,854	62,078	62,804
1株当たり純資産額	(円)	952.43	1,001.60	1,114.03	1,258.34	1,314.13
1株当たり当期純利益金額	(円)	95.13	82.38	139.52	199.14	156.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	94.87	82.15	138.77	198.28	156.26
自己資本比率	(%)	41.2	33.8	36.7	41.4	42.8
自己資本利益率	(%)	10.1	8.4	13.2	16.8	12.2
株価収益率	(倍)	8.8	14.4	14.2	8.4	6.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,502	3,981	7,044	3,553	5,374
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,572	2,142	2,191	1,580	2,826
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,900	1,148	3,083	4,279	1,671
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	8,521	9,059	10,769	8,504	9,297
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	2,365 (394)	2,364 (378)	2,169 (372)	2,308 (363)	2,328 (361)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しております。

なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	25,415	24,036	24,886	29,794	26,704
経常利益 (百万円)	3,497	2,054	2,906	4,425	3,555
当期純利益 (百万円)	2,377	1,405	1,436	2,480	2,594
資本金 (百万円)	3,976	3,976	3,976	3,976	3,976
発行済株式総数 (株)	27,048,200	27,048,200	27,048,200	27,048,200	27,048,200
純資産額 (百万円)	18,888	14,355	15,328	17,009	18,561
総資産額 (百万円)	44,961	44,999	45,872	44,298	45,512
1株当たり純資産額 (円)	717.88	704.54	749.42	830.65	903.46
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	28.00 (14.00)	28.00 (14.00)	33.00 (15.00)	44.00 (20.00)	48.00 (24.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	90.56	61.00	70.65	121.54	126.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	90.32	60.83	70.27	121.01	126.54
自己資本比率 (%)	41.9	31.8	33.3	38.3	40.6
自己資本利益率 (%)	13.2	8.5	9.7	15.4	14.6
株価収益率 (倍)	9.3	19.5	28.1	13.7	7.9
配当性向 (%)	30.9	45.9	46.7	36.2	37.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	681 (177)	664 (184)	673 (207)	677 (226)	678 (211)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	71.2 (89.2)	102.0 (102.3)	170.0 (118.5)	147.9 (112.5)	96.6 (101.8)
最高株価 (円)	1,335	1,346	2,184	2,787	1,832
最低株価 (円)	681	696	1,016	1,339	823

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 従業員数は、就業人員数を記載しております。
なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。
3 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

- 1932年11月 鬼頭美代志の個人経営として鬼頭製作所を大森（東京都大田区）に創業、チェーンブロック等の製造を開始。
- 1937年 6月 合資会社に組織変更。
- 1939年 4月 中野島工場（神奈川県川崎市）を新設。
- 1944年 7月 株式会社に組織変更。
鬼頭鉤鎖機器工業株式会社に商号変更。
- 1945年11月 本社工場を大森から中野島に移転。
株式会社鬼頭製作所に商号変更。
- 1947年10月 営業部門を分離し、鬼頭商事株式会社を設立。
- 1967年11月 株式会社大野製作所を吸収合併、大野シャッター株式会社（シャッター販売部門）を設立。
厚木工場（神奈川県厚木市）を新設。
- 1970年 1月 キトーサービスエンジニアリング株式会社を設立。
11月 鬼頭商事株式会社及び大野シャッター株式会社を吸収合併。
株式会社キトーに商号変更。
- 1978年10月 キトーサービスエンジニアリング株式会社を吸収合併。
- 1980年10月 当社株式の店頭登録により株式を公開。
- 1983年12月 新本社工場として、旧本社工場（中野島）及び厚木工場を山梨県中巨摩郡に移転。
- 1990年 1月 米国にKITO INC.(現連結子会社 KITO Americas, Inc.)及びHarrington Hoists, Inc.（現連結子会社）を設立。
- 1993年 1月 東京都渋谷区に東京本社を新設。
カナダにKITO CANADA INC.（現連結子会社）を設立。
- 1995年 5月 中国に江陰凱澄起重機械有限公司（現連結子会社 江陰キト一起重機械有限公司）を設立。
- 1996年 4月 フィリピンにKITO PHILIPPINES, INC.を設立（2019年2月清算終了）。
- 1997年 8月 タイにSIAM KITO CO., LTD.（現連結子会社）を設立。
- 1998年 9月 関連会社川崎キトー製品サービス株式会社を連結子会社化。
- 2001年 6月 米国にHar Ki, Inc.を設立（2018年6月清算終了）。
- 2002年 6月 中国に70%出資の子会社北京KITO - BLUESWORD物流系統集成有限公司を設立（2004年3月閉鎖）。
- 2003年 1月 子会社の川崎キトー製品サービス株式会社を吸収合併。
8月 カーライル・グループが100%出資する特別目的会社カーライル・ジャパン・ホールディングス・スリー株式会社（以下「CJH3」という。）による当社株式の公開買付（TOB）成立。
10月 当社株式の店頭登録銘柄の登録取消。
11月 当社株式とCJH3株式との株式交換成立。
12月 CJH3との合併。当社が存続会社となる。
- 2004年 3月 中国に上海凱道貿易有限公司（現連結子会社 キト一起重設備（上海）有限公司）を設立。
4月 立体自動倉庫を中心とするシステム事業を株式会社ダイフクに譲渡。
- 2005年 5月 東京都渋谷区の東京本社用の土地・建物の売却。東京都新宿区西新宿の東京オペラシティビル内に新事務所（東京本社）を開設。
- 2006年 5月 ドイツにKito Europe GmbH（現連結子会社）を設立。
12月 タイにSUKIT BUSINESS CO., LTD.（現連結子会社）を設立。
同社がSIAM KITO CO., LTD.株式を取得する。
- 2007年 8月 東京証券取引所市場第一部へ上場。
- 2008年11月 韓国にKITO KOREA CO., LTD.（現連結子会社）を設立。
- 2010年 3月 KONECRANES PLCとの業務・資本提携契約を締結。
6月 キトーホイストサービス株式会社（ロープホイスト販売部門）を設立。
10月 MHSコネクレーンズ株式会社と資産譲渡契約を締結、同社のホイスト事業を承継。
ARMSSEL MHE PRIVATE LIMITED（インド 現連結子会社）の全株式を取得。

- 2011年3月 カーライル・グループ保有株の売却。
4月 ブラジルにKITO DO BRASIL COMÉRCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA (現連結子会社)を設立。
5月 東京本社を東京都新宿区西新宿の新宿NSビル内に移転。
8月 インドネシアにPT. KITO INDONESIA (現連結子会社)を設立。
12月 キトーホイストサービス株式会社を吸収合併。
2012年11月 台湾に台湾開道起重機股份有限公司(現連結子会社 台湾開道股份有限公司)を設立。
2013年4月 シンガポールにKITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD. (現連結子会社)を設立。
2014年8月 KITO Americas, Inc.がPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. (米国 現連結子会社)及びその子会社の全株式を取得。
2016年1月 イタリアにKITO CHAIN ITALIA S.R.L. (現連結子会社)を設立。
2月 KITO CHAIN ITALIA S.R.L.がWeissenfels Tech Chains S.r.l. (イタリア)のチェーン及びチェーン関連事業を取得。
4月 Scaw Metals Pty Ltd. (オーストラリア 現連結子会社KITO AUSTRALIA PTY LTD)及びその子会社の全株式を取得。
9月 KONECRANES PLCとの業務・資本提携を解消。
2018年1月 Kito Europe GmbHがERIKKILA OY (フィンランド 現連結子会社)の全株式取得。
2019年4月 Kito Europe GmbHがVan Leusden B.V. (オランダ)及びその子会社の株式を75%取得。
2019年5月 タイにKITO HOIST THAI CO., LTD.を設立。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社24社、持分法適用非連結子会社2社、及び持分法非適用非連結子会社2社の計29社で構成されております。当社グループの主な事業内容は、巻上機、クレーン及びチェーン等の開発・製造・販売であります。見込み生産品による規格化された量産品、荷役内容や利用環境により異なるニーズに応えたカスタマイズ製品に加えて、部品提供やメンテナンスによるアフターサービス等を手がけます。

(1) 当社グループの販売体制

当社グループの販売体制は、国内では代理店制度を採用し、主に特約代理店傘下の販売店の一般流通ルートを通じて供給しております。

また、海外では北米、アジア、その他欧州をはじめ各国においてグローバルに事業を展開しており、海外子会社及び海外代理店を通じて供給しております。

(2) 当社グループの取り扱い製品

当社の製品を分類すると以下のとおりであります。

品目	名称	特徴
手動製品	手動チェーンブロック	人力でハンドチェーンを操作し、荷物を巻き上げ下げする製品で、限られたスペースでも荷物を簡単に移動できることから、主に土木建築現場等で使用されております。
	レバーブロック	荷締め・固定・位置合わせ作業に適した製品で、運輸・橋梁・建築・土木・林業等あらゆる業界で幅広く使用されております。
	手動トロリ	手動チェーンブロック及び電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
電動製品	電気チェーンブロック	電動モータの回転により荷物を巻き上げ下げする製品で、主に工場設備として使用されておりますが、橋梁建設等屋外現場でも幅広く使用されております。
	電気トロリ	電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
	ロープホイスト	荷物を巻き上げ下げする媒体として、チェーンではなくワイヤーロープを使用した製品です。
クレーン	荷役運搬作業の効率向上、省スペース、省コストを実現する設備として使用されており、天井クレーン・ジブクレーン・橋形クレーン・その他周辺機器等の製品です。	
ピローフックデバイス	玉掛け作業や資材運搬作業等に使用するチェーンスリング、繊維スリング等の製品です。	
バランサ	荷物の表面を空気圧やエアで吸着して、上下、旋回等操作できる製品です。	
チェーン製品	タイヤチェーンや海洋向けのチェーン製品です。	
その他	補修用部品販売、点検修理等のアフターサービスです。	

(3) 報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称

当社グループにおける6つの報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称は以下のとおりであります。

日本
当社
米州

KITO Americas, Inc.、Harrington Hoists, Inc.、PEERLESS CHAIN COMPANY、KITO CANADA INC.及び KITO DO BRASIL COMÉRCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA

中国

江陰キトー起重機械有限公司及びキトー起重設備（上海）有限公司

アジア

SIAM KITO CO., LTD.、KITO KOREA CO., LTD.、ARMSSEL MHE PVT. LTD.、PT. KITO INDONESIA及び台湾開道股份有限公司

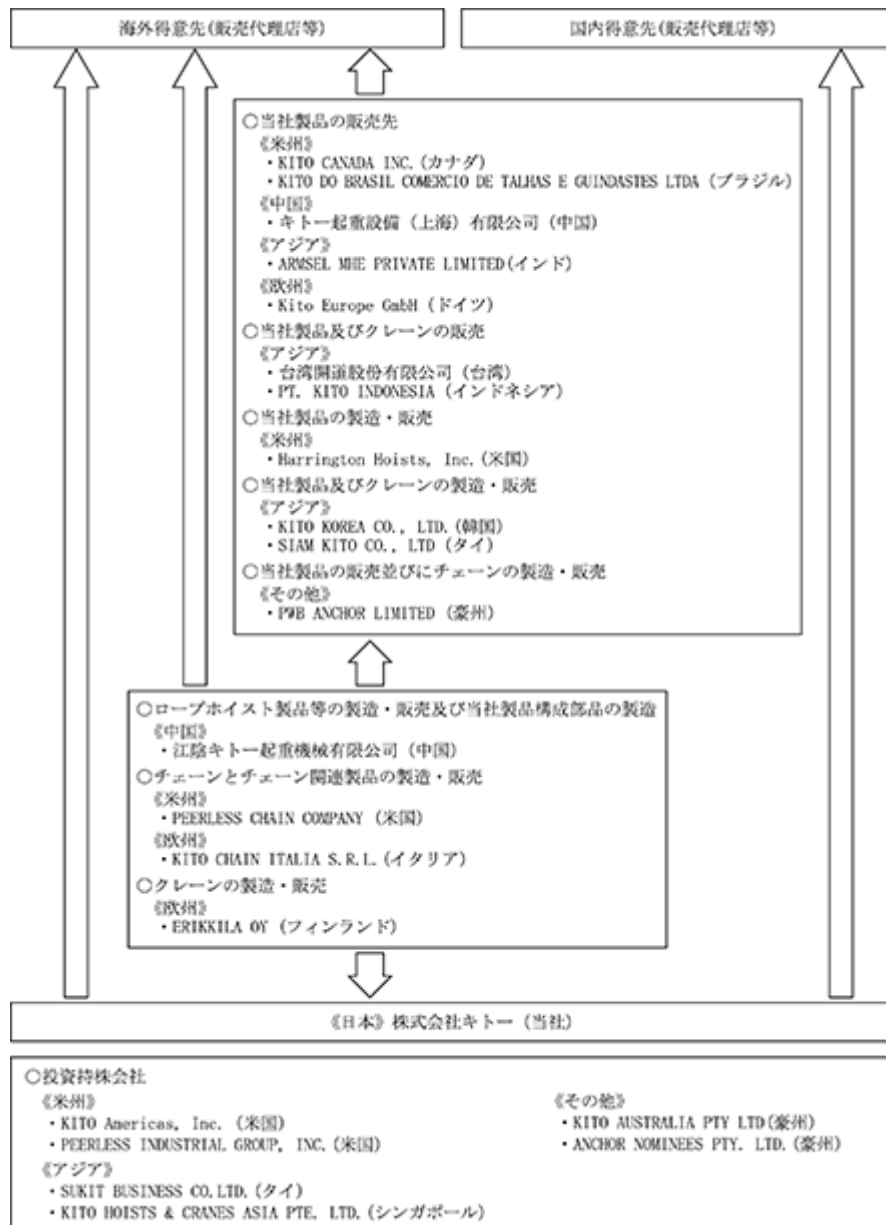
欧州

Kito Europe GmbH、KITO CHAIN ITALIA S.R.L.及びERIKKILA OY

その他

PWB ANCHOR LIMITED

(4) 事業系統図



4 【関係会社の状況】

(2020年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Harrington Hoists, Inc. (注) 2、3、4	アメリカ合衆国 ペンシルバニア州	千米ドル 9,500	当社製品の製造・販売	100.0 (100.0)	
PEERLESS CHAIN COMPANY (注) 2、3、4	アメリカ合衆国 ミネソタ州	千米ドル 20,000	チェーンとチェーン関連製品の製造・販売、並びにSCC Japan 合同会社への投資持株会社	100.0 (100.0)	
KITO CANADA INC.	カナダ ブリティッシュ コロンビア州	千加ドル 800	当社製品の販売	100.0	
KITO DO BRASIL COMÉRCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA (注) 2	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市	千ブラジルレアル 12,971	当社製品の販売	100.0	
SCC Japan合同会社 (注) 3、4	千葉県柏市	千円 10,000	PEERLESS CHAIN COMPANY社製品の販売	100.0 (100.0)	
KITO Americas, Inc. (注) 2、4	アメリカ合衆国 デラウェア州	千米ドル 20,000	PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 及びHarrington Hoists, Inc.への投資持株会社並びにHarrington Hoists, Inc.製品の商標権及び知的財産権の管理	100.0	役員の兼任2名 資金の貸付
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. (注) 2、3、4	アメリカ合衆国 ミネソタ州	千米ドル 20,000	PEERLESS CHAIN COMPANYへの投資持株会社	100.0 (100.0)	
江陰キトー起重機械有限公司 (注) 2	中華人民共和国 江蘇省	千米ドル 26,000	ロープホイスト製品等の製造・販売及び当社製品構成部品の製造	90.0	役員の兼任2名
キトー起重設備(上海)有限公司 (注) 2、3	中華人民共和国 上海市	千米ドル 7,000	当社製品の販売	94.0 (54.0)	資金の借入
台湾開道股份有限公司	台湾台北市	千台湾ドル 96,500	当社製品及びクレーンの販売	55.0	
KITO KOREA CO., LTD.	大韓民国 京畿道城南市	千KRW 4,453,080	当社製品及びクレーンの製造・販売	93.26	債務の保証
SIAM KITO CO., LTD. (注) 3	タイ王国 チョンブリ県	千タイバーツ 100,000	当社製品及びクレーンの製造・販売	80.0 (80.0)	債務の保証
ARMSEL MHE PRIVATE LIMITED (注) 2	インド共和国 カルナタカ州	千インドルピー 37,555	当社製品の販売	100.0	
PT. KITO INDONESIA	インドネシア共和国 ブカシ市	千インドネシアル ピア 40,473,560	当社製品及びクレーンの販売	100.0	
Kito Europe GmbH (注) 2	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ	千ユーロ 3,000	当社製品の販売	100.0	資金の貸付 債務の保証
KITO CHAIN ITALIA S.R.L. (注) 2	イタリア共和国 ウディネ	千ユーロ 10	チェーンとチェーン関連製品の製造・販売	100.0	債務の保証
PWB ANCHOR LIMITED (注) 3	オーストラリア連邦 ビクトリア州	千豪ドル 18.8	当社製品の販売並びにチェーンの製造・販売	100.0 (100.0)	債務の保証
ERIKKILA OY (注) 3	フィンランド共和国 マサラ	千ユーロ 40	ライトクレーン製品等の製造・販売	100.0 (100.0)	役員の兼任1名

- (注) 1 上記以外に連結子会社が6社、持分法適用非連結子会社が2社、持分法非適用非連結子会社が2社あります。
- 2 特定子会社に該当しております。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
- 4 売上高(連結相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

		KITO Americas, Inc.
売上高	(百万円)	26,364
経常利益	(百万円)	1,031
当期純利益	(百万円)	739
純資産額	(百万円)	9,073
総資産額	(百万円)	21,123

KITO Americas, Inc.は、Harrington Hoists, Inc.、投資持株会社であるPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.及びその子会社3社を連結した金額であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	574 (204)
米州	602 (18)
中国	456 (113)
アジア	337 (12)
欧州	200 (7)
その他	54 (0)
全社(共通)	105 (7)
合計	2,328 (361)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。
3 全社(共通)は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
678 (211)	42.9	16.6	6,849

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	573 (204)
全社(共通)	105 (7)
合計	678 (211)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。
4 平均年間給与は、2020年3月31日現在の表示(賞与及び基準外賃金を含む)となっております。
5 全社(共通)は、主に総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、1968年に発足されたキトー労働組合があり、日本労働組合総連合会に加盟しております。
2020年3月31日現在の組合員数は568名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日（2020年6月19日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、お客様から信頼される企業を目指すという方向に向かって、全社員が一丸となって仕事に取り組むべく、下記の企業理念を掲げております。

- ・キトーの使命～すべてのお客様に満足と感動を
- ・キトーの品質～すべての社員の念（おも）いをこめて
- ・キトーにおける革新～不断の改革と高い目標へのチャレンジ
- ・キトー（らしさ）の基本～誠実、正直、誇り、感謝

(2) 目標とする経営指標

2017年3月期よりスタート致しました中期経営計画（2017年3月期～2021年3月期）を推進中であり、この中期経営計画においては、既存事業の生産性と効率性を高めるとともに、製品分野と製品品揃えの拡充により事業の拡大を図り、利益とキャッシュ・フローを最大化し、中長期的な営業利益とE B I T D Aの成長を目指します。

(3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

お客様の期待を上回る価値を提供し続け、市場におけるキトーブランドの価値の最大化を実現するため、以下を重点課題とし、グローバル市場での事業をより一層強化し、存在価値を高めてまいります。

顧客満足度の向上

製品分野と製品品揃えを拡充するとともに、キトー製品の価値向上と差別化を図ります。ユーザートレーニングなどのサービスを充実させ、リードタイムを短縮し、お客様へのサービス向上を図ります。品質管理・品質保証体制を強化し、グローバルでの品質保証体制を確立します。

組織運営の効率化

グローバルでのITインフラを整備し、グループ経営基盤を構築します。

サプライチェーン最適化に向けて、日本、中国、米国、アジアの4生産拠点でのオペレーションの効率化、デリバリーの改善、在庫の圧縮を図ります。リンクチェーンで世界最大規模の生産量を誇るクサリの生産体制について、日本、米国、欧州を軸に最適化を図ります。

人への投資

社員の意識改革と組織の風土改革をすすめ、魅力ある組織作りを目指します。ダイバーシティを深化し、文化の異なるメンバーをまとめてチームワークを発揮し、グローバル市場で事業展開を推進するビジネスリーダーの育成を図ります。

(4) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、需要動向を見据えることが大変困難な状況となっております。この環境下、生産面においては、この先の需要の急変にも柔軟に対応できるよう、生産・供給体制を整えてまいります。当社事業の特性である地域分散・顧客分散の効いた事業ポートフォリオにより、需要の変化に柔軟に対応し、早期の事業回復を目指します。今般のコロナ渦により、社員と取引先の安全確保、テレワーク業務の推進を経て、今までの働き方を見直すとともに、業務のオンライン化を促進し、業務の効率化と労働生産性の向上へとつなげます。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日（2020年6月19日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済情勢及び景気動向

当社グループ製品の需要は、設備投資等の経済情勢の変動により、大きな影響を受けることがあり、日本の景気動向だけではなく、特に、当社グループの売上規模が大きい米州、中国を含むアジア等の景気動向によって、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの販売体制等について

販売代理店との取引について

当社グループの販売は、一部の特殊製品等において、ユーザー顧客との直接取引を行っているものもありますが、主に販売代理店を通じて行っており、これら販売代理店に対して口銭や報奨金の支払いを行っております。

この販売代理店との長年に渡る協業体制の結果、当社グループは、各国において販売・サービス網を構築しており、様々な業種が当社グループ製品のユーザー顧客に含まれているものと認識しております。

当社グループは、販売代理店との間において、今後も友好的関係を構築・維持できるものと認識しておりますが、当社製品の販売は、販売代理店の営業活動に大きく依存しているため、販売代理店との関係悪化等により取引の継続が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、2020年3月期において、当社グループの連結売上高の100分の10以上を販売している販売代理店はありませぬ。

海外売上高の割合について

当期における海外の地域別売上高は以下のとおりであります。

(地域別売上高)

	米州	中国	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	27,332	6,822	3,729	3,467	2,196	43,548
連結売上高(百万円)						58,722
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	46.6	11.6	6.4	5.9	3.7	74.2

当期の当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は74.2%となっております。とりわけ、米州地域及び中国・アジア地域での販売の依存度が高く、それぞれ46.6%及び18.0%を占めております。それらの地域における販売活動が低迷した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) カントリーリスク等について

当社グループは、日本国内に加えて、米州、中国、アジア、欧州等の諸外国で事業展開しております。海外の国・地域においては日本国内とは異なる経済的・社会的・政治的な要因等があります。

そのため、為替リスクのみならず、貿易摩擦等の経済に起因するリスク、文化や慣習の違いから生ずる労務問題や地域特有の疾病等といった社会的なリスク、戦争、テロといった国際政治に関わるリスク、加えて、商習慣の違いにより取引先との関係構築においても予想し得ないリスク等、予測不可能な事態が生じる可能性があります。

このようなリスクが顕在化した場合、製造工程での生産性低下、販売活動の中断等による影響が懸念され、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社グループは国内外を問わず、同業他社との厳しい競合環境の中にあり、同業他社による廉価販売又は新製品開発等の状況によっては、当社グループの競争力が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社グループのブランド力、販売価格、商品性等が競合他社と比較し、優位性を維持できない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の欠陥による影響について

当社グループは、ISO規格に準拠した品質管理基準に従って各種の製品を製造しております。

しかしながら、全ての製品について欠陥がなく、かつ品質不良等が全く発生しない保証はなく、将来的にリコール、苦情又はクレーム等が発生しないという保証もありません。

このような事態が発生した場合には、当社グループブランドに対する顧客の信頼が著しく低下する可能性があり、当社グループへの評価のみならず、業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは、現在、製造物賠償責任保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできている保証はありません。また、引き続きこのような保険に許容できる条件で加入できるとも限りません。

大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の欠陥は、多額のコストや当社グループの評価に重大な影響を与え、それによる売上の低下、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 主要原材料及び部品等の調達による影響について

当社グループは、原材料及び購入部品等の多くを外部から購入し、適時、適量の確保を前提とした生産体制をとっております。

当社グループは調達リスク等の回避のため、複数社からの購入を基本としておりますが、一部に、一社からのみ購入する部品があるほか、一部の部品の加工等についても同様に特定の発注先に対して外注を行っております。

このため、当社製品の生産が急増した場合、これら部品の調達が不安定になり、不足等が発生する可能性があります。また、購入先や発注先の経営状態等にも影響を受ける可能性があります。

現状においては、これらの調達先以外から適時に代替品を入手することは難しく、このような事態が長期にわたった場合、当社グループの生産体制に悪影響を及ぼし、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、鋼材等の原材料市場において、需給バランスが崩れることによる原材料価格の高騰が、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の生産拠点への集中、依存について

当社グループの主な生産設備は、山梨県又は海外の特定地域に集中しているため、万が一、当該地域で大規模な震災、水害又はその他の災害等が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替環境等による影響について

当社グループの主要な生産拠点が日本である一方、近年海外での売上が増大しております。

当社グループには、海外子会社、外貨建ての売上や資産があるため、外国為替相場の変動により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、為替相場の変動は、仕入原材料の価格等に影響を与える可能性があります。

(9) 人材確保について

当社グループの発展、成長の糧である人材が適所において確保できない状況又は当社グループがこれまで培ってきた重要な技能・技術の伝承が中断してしまう状況等が顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システム化について

当社グループは、製造・販売・その他の面において、業務合理化のため、業務の一部を電算化、システム化又はオートメーション化しており、情報端末、通信回線等にかかるシステム異常の発生等の重大な障害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制、業界自主規制、税制等による規制強化、規制緩和の影響について

当社グループは、日本国内のみならず、事業展開する各国において、事業の許認可、国家安全保障、独占禁止、通商、為替、租税、特許、環境等、様々な法的規制を受けております。

当社グループは、これらの法的規制の遵守に努めておりますが、将来これらの法的規制を当社グループが遵守できない場合、また、当社グループの営む各事業の継続に影響を及ぼすような法的規制が課せられる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権の保護について

当社グループは独自に開発した技術等を有しており、特許権等の取得等により、当該知的財産権の保護に努めております。また、特許を取得した場合、申請対象となる技術等が推定又は模倣される危険性があるため、特許権等の取得にはなじまない技術等があり、それらについては、別途、当該技術情報の保護に努めております。

しかしながら、当社グループの知的財産権を第三者によって不正使用され、当社グループが当該第三者に対して訴訟を提起する場合、当社グループが不正使用したとして訴訟を提起される場合等、多額の費用を要する可能性もあります。

(13) 繰延税金資産にかかるリスクについて

当社グループは、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。

なお、政府で税制関連の法令改正がなされた場合、繰延税金資産の計算に一時的に影響を及ぼす可能性があります。これらの結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

(1) 経営成績

当連結会計年度は、期初より世界経済に対する不透明感が広がる中、企業の設備投資に慎重な姿勢が見受けられたものの、インフラ関連投資、民間設備投資共に需要は底堅く推移しました。一方、年明け以降は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、世界経済に対する減速懸念も広がり、一部の地域においては期末にかけて事業活動への影響を余儀なくされることとなりました。

5カ年の中期経営計画の4年目となる当連結会計年度は、製品・サービスの品揃えを拡充し、投資需要を着実に取り込みつつ、各施策を実行してまいりました。

当連結会計年度は、インフラ、民間投資需要ともに底堅く推移してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一部地域で需要が伸び悩んだ結果、売上高は58,722百万円（前期比4.1%減）、営業利益は5,474百万円（前期比14.6%減）、経常利益は4,991百万円（前期比13.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,204百万円（前期比21.2%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。当社グループは、当社及び連結子会社の所在地別セグメント区分で事業活動を展開しております。

セグメントの名称	売上高(前期比)	営業損益(前期比)
日本	26,704百万円 (10.4%減)	5,495百万円 (12.5%減)
米州	28,171百万円 (1.8%減)	1,551百万円 (6.4%減)
中国	7,503百万円 (4.4%増)	979百万円 (7.6%増)
アジア	3,214百万円 (31.2%減)	182百万円 (61.3%減)
欧州	4,578百万円 (21.9%増)	303百万円 (前期は251百万円の営業損失)
その他	1,464百万円 (23.0%減)	48百万円 (前期は 49百万円の営業利益)

(日本)

国内では、年末近くまで継続した底堅い需要も、景気の先行き不安感の強まりから次第に弱含む形となりました。輸出については、海外子会社の在庫補充が一巡し、足元の需要環境を勘案して出荷を抑制しました。以上の結果、売上高は26,704百万円（前期比10.4%減）、営業利益は5,495百万円（前期比12.5%減）となりました。

(米州)

米国は対中国問題、及び政権運営に不透明感が漂うものの、民間及び公共設備投資ともに底堅く推移し、売上高は28,171百万円（前期比1.8%減）、営業利益は1,551百万円（前期比6.4%減）となりました。

(中国)

中国市場においては、景気減速により、全体の設備投資マインドは弱含むものの、安全志向の高まりと好調業種のニーズを着実に捉えることにより、シェア拡大を継続しました。その結果、売上高は7,503百万円（前期比4.4%増）、営業利益は979百万円（前期比7.6%増）となりました。なお当セグメントに含まれる中国子会社は、12月決算（決算期間が2019年1月から同年12月）となっております。

(アジア)

東南アジアにおいては、自動車関連産業の減速は続くものの、事業構造の見直しなどによる収益力向上を図ったことで、前期同等の収益を確保しました。しかしながら韓国の景気減速は著しく、売上高は3,214百万円（前期比31.2%減）、営業利益は182百万円（前期比61.3%減）となりました。

(欧州)

自動車関連を中心に欧州全体の景気の減速感は強まるものの、業種を絞った拡販施策に注力しました。加えて当連結会計年度にクレーン関連製品を製造するフィンランドの子会社を連結したことから、売上高は4,578百万円（前期比21.9%増）となりました。利益面では303百万円の営業損失（前期は251百万円の営業損失）となりました。

(その他)

当セグメントは現在、豪州のみで構成されており、中国経済減速の影響によって売上高は1,464百万円（前期比23.0%減）、利益面では48百万円の営業損失（前期は49百万円の営業利益）となりました。

(2) 財政状態

当連結会計年度末における資産合計は62,804百万円（前期比725百万円増）、負債合計は34,877百万円（前期比514百万円減）、純資産合計は27,927百万円（前期比1,240百万円増）となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は9,297百万円となり、前連結会計年度末に比べて793百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは5,374百万円と前期比1,820百万円収入増となりました。これは、税金等調整前当期純利益が4,885百万円、減価償却費が2,711百万円、法人税等の支払額が2,360百万円となったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 2,826百万円と前期比1,246百万円支出増となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1,416百万円、無形固定資産の取得による支出が272百万円、関係会社株式の取得による支出が1,287百万円となったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 1,671百万円と前期比2,607百万円収入増となりました。これは、長期借入れによる収入が3,500百万円、長期借入金の返済による支出が4,289百万円、配当金の支払額が979百万円となったこと等によるものです。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
日本	27,443	92.1
米州	12,467	98.5
中国	6,207	95.8
アジア	2,943	85.0
欧州	2,499	194.4
その他	1,347	67.3
合計	52,909	95.0

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
日本	15,016	90.5	1,751	84.7
米州	27,192	94.0	1,393	60.6
中国	6,839	107.2	270	62.6
アジア	2,888	76.0	684	104.7
欧州	3,448	106.2	807	80.2
その他	1,495	80.9	66	186.0
合計	56,881	93.5	4,972	76.6

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
日本	15,331	94.8
米州	28,099	98.3
中国	6,837	104.6
アジア	3,214	68.9
欧州	3,775	111.9
その他	1,464	77.0
合計	58,722	95.9

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

当社グループの当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日(2020年6月19日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、その作成にあたって適用している重要な会計方針については「第5 経理の状況」に記載しております。また、この連結財務諸表の作成において必要とされる見積りについては、一定の会計基準の範囲内で継続して検証し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際とは異なる結果となる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく将来事業計画等の見込数値に反映させることが難しい要素もありますが、期末時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

資産合計は62,804百万円と前連結会計年度末に対し725百万円増加いたしました。これは、受取手形及び売掛金の減少1,498百万円、有形固定資産のその他(純額)の増加953百万円、投資有価証券の増加1,199百万円等によるもので、有形固定資産のその他(純額)の増加のうち900百万円は国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)の適用による影響額です。

(負債)

負債合計は34,877百万円と前連結会計年度末に対し514百万円減少いたしました。これは、支払手形及び買掛金の減少814百万円、流動負債のその他の増加1,019百万円、長期借入金の減少1,154百万円等によるもので、流動負債のその他の増加のうち267百万円はIFRS第16号の適用による影響額です。

(純資産)

純資産合計は27,927百万円と前連結会計年度末に対し1,240百万円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加2,222百万円、為替換算調整勘定の減少616百万円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績については、「(経営成績等の状況の概要)(1) 経営成績」に記載のとおり、売上高は58,722百万円(前期比4.1%減)、営業利益5,474百万円(前期比14.6%減)、経常利益4,991百万円(前期比13.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益3,204百万円(前期比21.2%減)となりました。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループは、「あらゆる市場で最も信頼される巻上げ(反重力)機器メーカーを目指す」ことをビジョンに掲げ、2017年3月期から2021年3月期までの、5カ年の中期経営計画を策定いたしました。

新しい中期経営計画においては「高収益体質への回帰」、「製品ポートフォリオ拡充による成長」、「真のグローバル企業への組織進化」の3つを経営目標とし、既存事業の生産性と効率を高めるとともに、製品分野と製品品揃えの拡充による事業の拡大を図ります。

利益とキャッシュ・フローを最大化することで、中長期的な営業利益とE B I T D A拡大を目指します。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当社グループの資金状況は、「(経営成績等の状況の概要)(3) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、製品製造のための材料及び部品の購入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。営業費用の主なものは人件費及び広告費等のマーケティング費用であります。

研究開発費

当社グループの研究開発費は、販売費及び一般管理費の一部として計上されておりますが、研究開発部門に携わる人件費が主要な部分を占めております。

財務政策

当社グループは、運転資金及び設備投資資金については借入金及び自己資金で賄っております。また、資金需要の高い子会社については外部からの借入も利用しております。2020年3月31日現在、当社グループの短期及び長期借入金の残高は18,332百万円であります。

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを中心に財務の健全性に気を配りつつ、外部からの借入金も活用し資金需要を賄っていく予定であります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社キトー (当社)	三菱電機FA 産業機器株式会社	日本	新形ロープホイスト	共同開発	2006年1月5日から 2021年1月4日まで

- (注) 1 対価として、共同開発契約書に基づくロイヤリティを支払います。
2 契約期間満了前までに申し出がない場合は、1年間毎の自動更新となっており、有価証券報告書提出日現在自動更新しております。

(2) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社（以下「貸付人」という。）との「コミットメントライン契約」の締結

当社（以下「借入人」という。）は、2019年2月28日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「コミットメントライン契約」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 貸付極度額 7,000百万円
3. 借入金額 当連結会計年度末残高 900百万円
4. 契約期間満了日 2022年3月31日
5. 主な借入人の義務 (1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告。 (2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない。 (3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない。 (4) 次の財務制限条項を遵守すること。 2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本（純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額）を、(i)2018年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本（純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 非支配株主持分の金額 + 自己株式の金額）を、(i)2018年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続として損失としないこと。

(3) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社（以下「貸付人」という。）との「シンジケートローン契約」の締結

当社（以下「借入人」という。）は、2014年12月24日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「シンジケートローン契約書」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 当初借入金額	118百万U S ドル
3. 借入金額	当連結会計年度末残高 59百万U S ドル
4. 最終返済日	2025年1月27日
5. 主な借入人の義務	<p>(1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告。</p> <p>(2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない。</p> <p>(3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない。</p> <p>(4) 次の財務制限条項を遵守すること。</p> <p>2015年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を2014年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。</p> <p>2015年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 非支配株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、2014年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。</p> <p>2015年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。</p>

(4) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社（以下「貸付人」という。）との「シンジケートローン契約書」

当社（以下「借入人」という。）は、2017年6月30日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「シンジケートローン契約書」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 当初借入金額	5,400百万円
3. 借入金額	当連結会計年度末残高 2,214百万円
4. 最終返済日	2022年4月28日
5. 主な借入人の義務	<p>(1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告。</p> <p>(2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供しない。</p> <p>(3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない。</p> <p>(4) 次の財務制限条項を遵守すること。</p> <p>各事業年度の末日における単体の貸借対照表から下記の計算式に基づき算出される自己資本を、 <input type="checkbox"/> 2017年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は <input type="checkbox"/> 直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。</p> <p>「自己資本」=「純資産の部の合計金額」-「新株予約権の金額」-「繰延ヘッジ損益の金額」+「自己株式の金額」</p> <p>各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本を、<input type="checkbox"/> 2017年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は<input type="checkbox"/> 直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。</p> <p>「連結自己資本」=「純資産の部の合計金額」-「新株予約権の金額」-「繰延ヘッジ損益の金額」-「非支配株主持分の金額」+「自己株式の金額」</p> <p>各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。</p>

5 【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の方針

当社グループは、マテリアル・ハンドリングの分野において、お客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値とし、その目的達成のため、「品質」「価格」「顧客サービス」「革新」を追求し、研究開発活動においては、常に技術革新に努め、お客様に有益で、かつ独創的な製品の開発に精力的にチャレンジすることを方針としております。

(2) 研究開発体制

当社グループの研究開発体制は、当社研究開発部門が主体となり、テーマ内容により組織横断的な体制が必要となる場合にはプロジェクト体制をとる等、状況に応じた効率的な研究開発体制をとっております。開発テーマには、要素研究テーマと製品開発テーマがありますが、要素研究テーマは会社の将来を担う重要なものであり、製品のコア技術となるものを製品開発に先立って進めております。

(3) 研究開発の主な成果

当連結会計年度の研究開発活動は、現行基幹製品の徹底したコストパフォーマンスの向上と、将来の事業拡大を考慮した基礎・応用研究から製品開発・モデルチェンジまでを進めました。主な成果としまして、国内市場へは、従来機と比べて巻上げ・巻下げの高速化を実現した「電気チェーンブロックER2高速2.8t（シングルチェーン）」、作業スペースの狭い場所や高所でも簡単に設置できる小型軽量の「チェーンブロックCX 1tタイプ」、従来機と比べて巻上げ・巻下げの高速化を実現した「エアホイストTCH形3t、6t、25t」、超高分子量ポリエチレンを採用することで大幅な軽量化を実現した「メガラウンドスリングRD形 10t - 50t」を発売しました。

北米市場へは、米国のホイスト専用規格で最高クラスのUL1340を取得した「ロープホイストRY形 3t、5t、7.5t、10t」を発売しました。

中国市場へは、軽量で操作性に優れた「ライトクレーンPROシステム」及び任意の場所に容易に移動できる移動式クレーン「ポータルクレーン（アルミレール）」、従来機と比べて巻上げ・巻下げの高速化を実現した「電気チェーンブロックER2高速2t、2.8t、3t（シングルチェーン）」を発売しました。

また、欧州及びオセアニア市場に、軽量・コンパクトサイズ電気チェーンブロックEQシリーズの単相電源仕様「EQS Single Phase Electric Chain Hoist 0.5t、1t」を発売しました。

当連結会計年度における研究開発費の総額は1,182百万円であり、日本で879百万円、米州で22百万円、中国で280百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は2,377百万円であり、日本においては、主に本社工場の生産能力の向上と老朽化設備の更新等を中心に1,371百万円の投資等を行いました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社工場 (山梨県中巨摩 郡昭和町)	日本	生産設備	2,183	1,474	983 (160,024)	1	1,181	5,823	399
	日本	その他の 設備	20		15 (2,688)		571	607	10
東京本社 (東京都新宿区)	日本	販売設備	19				178	197	49

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」、「ソフトウェア」(「ソフトウエア仮勘定」含む)の合計であります。
4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

(2) 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Harrington Hoists, Inc. (アメリカ合衆国 ペンシルバニア州)	米州	販売設備	411	211	94 (38,365)	123	841	244
PEERLESS CHAIN COMPANY (アメリカ合衆国 ミネソタ州)	米州	生産設備	115	1,071		292	1,478	304
江陰キトー起重機械 有限公司 (中華人民共和国 江蘇省)	中国	生産設備	879	630		408	1,919	419
KITO KOREA CO., LTD. (大韓民国 京畿道城南市)	アジア	販売設備	170	25	143 (4,955)	13	353	33
SIAM KITO CO., LTD. (タイ王国 チョンブリ県)	アジア	生産設備	392	106	155 (32,592)	165	818	237
		賃貸不動産	137		131 (17,032)		268	
Kito Europe GmbH (ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ)	欧州	販売設備	1	8		125	135	53
KITO CHAIN ITALIA S.R.L. (イタリア共和国 ウディネ)	欧州	生産設備	74	386	48 (13,522)	130	640	99
PWB ANCHOR LIMITED (オーストラリア連 邦 ビクトリア州)	その他	生産設備	8	136		130	275	54
ERIKKILA OY (フィンランド共和国 マサラ)	欧州	生産設備		105		77	183	48
Kiinteistö Oy Alamos (フィンランド共和国 マサラ)	欧州	生産設備	151		26 (15,850)	15	192	

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額のうち、「その他」は、「工具、器具及び備品」、「リース資産」、「使用権資産」、「建設仮勘定」、「ソフトウェア」(「ソフトウェア仮勘定」含む)の合計であります。
4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社工場 (山梨県 中巨摩郡 昭和町)	日本	熱処理ラ イン導入	350		自己資金 借入金	2019年 2月	2021年 3月	
			熱処理棟 新築	320	199	自己資金 借入金	2019年 7月	2020年 7月	
			新アルミ 加工ライ ン導入	300	4	自己資金 借入金	2019年 2月	2020年 9月	
			営業関連 システム	300	43	自己資金 借入金	2019年 4月	2021年 3月	
PEERLESS CHAIN COMPANY	アメリカ 合衆国ミ ネソタ州	米州	めっき 設備	未定 (注) 3	41	自己資金 借入金	2019年 9月	未定 (注) 3	

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力につきましては、算定が困難であるため記載しておりません。

3 計画内容の見直しが生じ再検討を行っているため、投資予定額の総額及び完了予定年月を未定に変更しております。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項は、ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,000,000
計	94,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,048,200	27,048,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	27,048,200	27,048,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。
当該制度の内容は次のとおりであります。

(2009年6月24日定時株主総会及び2010年5月25日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを2009年6月24日開催の定時株主総会及び2010年5月25日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第7回新株予約権	
決議年月日	2010年5月25日
新株予約権の数(個)	60 []
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000 [] (注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 605 (注)2・5
新株予約権の行使期間	2012年5月26日～2020年5月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 605 資本組入額 303 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2010年5月26日。以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

- 5 当社は2013年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。
- また、当社は2014年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

(2012年6月22日定時株主総会及び2013年5月28日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを2012年6月22日開催の定時株主総会及び2013年5月28日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第10回新株予約権	
決議年月日	2013年5月28日
新株予約権の数(個)	100
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 853 (注)2・5
新株予約権の行使期間	2015年5月29日～2023年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 853 資本組入額 427 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2013年5月29日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 当社は2014年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

(2013年6月20日定時株主総会及び2014年5月27日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを2013年6月20日開催の定時株主総会及び2014年5月27日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第11回新株予約権	
決議年月日	2014年5月27日
新株予約権の数(個)	85
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000 (注)1・5・6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,140 (注)2・5
新株予約権の行使期間	2016年5月28日～2024年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 資本組入額 570 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2014年5月28日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 当社は2014年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

6 下記期日をもって新株予約権が放棄されております。

2018年6月26日

新株予約権放棄数	148個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式29,600株

(2014年6月24日定時株主総会決議及び2015年5月26日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2014年6月24日開催の定時株主総会及び2015年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第12回新株予約権	
決議年月日	2015年5月26日
新株予約権の数(個)	50
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,252 (注) 2
新株予約権の行使期間	2017年5月27日～2025年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,252 資本組入額 626
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2015年5月27日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2015年6月23日定時株主総会決議及び2016年5月31日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2015年6月23日開催の定時株主総会及び2016年5月31日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第13回新株予約権	
決議年月日	2016年5月31日
新株予約権の数(個)	100
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 891 (注)2
新株予約権の行使期間	2018年6月1日～2026年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891 資本組入額 446
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2016年6月1日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもって新株予約権が放棄されております。

2017年3月31日

新株予約権放棄数	200個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式40,000株

2018年1月1日

新株予約権放棄数	100個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式20,000株

(2016年6月21日定時株主総会決議及び2017年5月30日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2016年6月21日開催の定時株主総会及び2017年5月30日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第14回新株予約権	
決議年月日	2017年5月30日
新株予約権の数(個)	300
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,206 (注)2
新株予約権の行使期間	2019年5月31日～2027年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,206 資本組入額 603
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2017年5月31日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもって新株予約権が放棄されております。

2018年6月20日

新株予約権放棄数	200個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式40,000株

(2017年6月21日定時株主総会決議及び2018年5月29日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2017年6月21日開催の定時株主総会及び2018年5月29日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第15回新株予約権	
決議年月日	2018年5月29日
新株予約権の数(個)	300
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,394 (注)2
新株予約権の行使期間	2020年5月30日～2028年5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,394 資本組入額 1,197
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2018年5月30日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勸案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)1	13,524,100	27,048,200	-	3,976	-	5,199

(注) 1 2014年10月1日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が13,524,100株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		27	27	75	98	11	4,801	5,039	
所有株式数 (単元)		61,011	4,123	12,685	80,033	260	112,343	270,455	2,700
所有株式数 の割合(%)		22.558	1.524	4.690	29.591	0.096	41.538	100.000	

(注) 自己株式6,576,603株は、「個人その他」に65,766単元及び「単元未満株式の状況」に3株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスト ディ業務部)	190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY 1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,880,300	9.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,478,000	7.21
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京 支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	957,327	4.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	878,600	4.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	744,500	3.63
株式会社YKキャピタル	山梨県甲府市古府中町6028-14	740,000	3.61
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	670,400	3.27
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG CLIENT A/C (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	AM STADTPARK 9, A-1030 VIENNA, AUSTRIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	605,100	2.95
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京 支店)	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT KW 13001 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	452,300	2.20
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投 資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	430,800	2.10
計	-	8,837,327	43.16

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,332,300株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 687,900株
資産管理サービス信託銀行株式会社 430,800株

2 上記のほか当社所有の自己株式6,576,603株があります。

3 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- 4 2020年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である株式会社三井住友銀行が2020年2月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号	684,900	2.53
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	670,400	2.48

- 5 2020年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2020年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,532,500	5.67

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,576,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,468,900	204,689	
単元未満株式	普通株式 2,700		
発行済株式総数	27,048,200		
総株主の議決権		204,689	

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000	6,576,600		6,576,600	24.31
計		6,576,600		6,576,600	24.31

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	35	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(ストック・オプションの行使に対する付与)	25,000	14	12,000	7
その他(譲渡制限付株式の付与)	30,200	49		
保有自己株式数	6,576,603		6,564,603	

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保資金の充実を図ることが重要であると考えております。

この方針に従って、剰余金の配当は連結での配当性向20%以上を目処として、連結業績や財務状況を総合的に勘案の上決定し、配当水準の向上に努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、中間配当1株当たり24円に、期末配当1株当たり24円を加えた年間48円(連結配当性向30.6%)としております。

今後当社グループといたしましては、内部留保資金を活用しながら財務体質の一層の強化と世界的視野に立った事業展開を推進し、引き続き業績の拡大に邁進する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月7日 取締役会決議	491	24.00
2020年6月23日 定時株主総会決議(予定)(注)	491	24.00

(注) 2020年3月31日を基準日とする期末配当であり、2020年6月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として提案しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、経営の透明性・公正性を確保し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図るため、経営の監督と執行の分離や社外取締役による経営監督機能の強化に取り組みます。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行います。

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社の形態を採用しております。

当社の取締役会は、当社の経営の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針ならびに業務執行上の重要な事項を決定・承認し、取締役及び執行役員の職務の遂行を監督いたします。取締役会は、鬼頭芳雄、Edward W. Hunter、譲原経男、遅澤茂樹、中村克己、平井孝志及び大澤弘治で構成されております。そのうち、中村克己、平井孝志及び大澤弘治の3名は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。取締役会は、代表取締役社長である鬼頭芳雄を議長とし、原則月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しており、迅速かつ確かな経営判断が実施できる体制となっております。当社取締役会は、当社グループの最高意思決定機関と位置づけられており、グループ会社にかかる重要な意思決定は当社取締役会を通じて行い、グループ全体の統制を図っております。また、代表取締役は具体的な職務執行状況について、毎月報告を行っております。

さらに、意思決定・監督機能と業務執行の分離による、機動的な業務執行を図るため執行役員制度を導入しており、取締役会は執行役員15名（鬼頭芳雄、Edward W. Hunter、譲原経男及び遅澤茂樹の取締役兼務者4名並びに黄瓏琳、堀内守、Scott D. Miller、石川一光、森田義雄、Carlo Lonardi、Marc Premont、Martin Rothe、早川公明、山田浩及び河野俊雄）を選任し、取締役会が業務執行の監督者としての役割・責務を果たす経営形態を採用しております。執行役員会は、重要事項を詳細に審議し、業務執行の総合調整と意思統一を図ることを目的として、社長執行役員である鬼頭芳雄を議長とし、取締役会開催前に毎月開催しております。

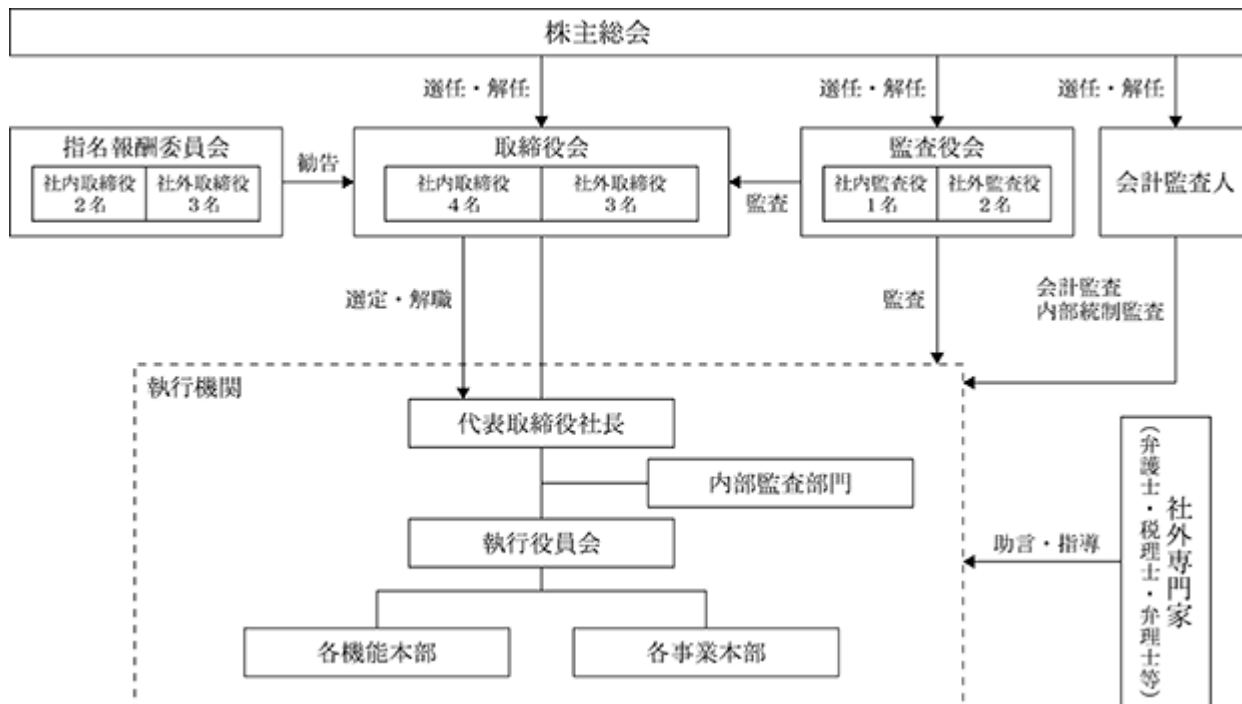
また、取締役会の諮問機関として、取締役5名で構成される指名報酬委員会（鬼頭芳雄、遅澤茂樹、中村克己、平井孝志及び大澤弘治）を設置しております。本委員会は取締役5名のうち、社外取締役を3名選任することにより、独立性及び中立性を確保されており、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員の候補者選任・解任・解職に係る事項並びに取締役、執行役員及び子会社役員の報酬等の内容に関して審議を行い、さらに業務執行結果を評価し取締役会へ勧告しております。

当社の監査役会は、常勤監査役1名（米山健太郎）、社外監査役2名（濱田清仁及び箱田英子）の3名で構成しており、取締役会や執行役員会等の重要な会議へ出席し意見を述べる他、取締役の職務執行に関して厳正な監督・監査を行っており、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行う等、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社の企業理念に基づく経営を実践するための最適な企業統治体制として、監査役会設置会社を選択しております。監査役会設置会社は、当社にとって現時点における最適な経営統治形態であると判断しております。

企業統治体制図



八 その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、経営の方針、計画、戦略等が決定され、これに基づく執行役員の職務の執行についてより実効性を高めるため、内部統制システムの整備・運用を行っております。具体的には、組織管理、予算統制、業務分掌、職務権限等に関する規程の整備・運用により、迅速かつ的確な業務執行を実践するための内部統制システムを運営しております。

また、業務執行状況については、取締役会等での進捗管理のほか、監査役及び内部監査室による監査を定期的実施しており、執行役員及び各部署長は、監査結果に基づき改善計画を策定し実施しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社グループ共通のリスク管理に関する基本規定を制定し、リスク管理を分掌する役員を任命しているほか、リスク管理を主体的に行う事務局（経営企画担当部署）を定め、当社及び子会社のリスクを管理しております。

また、当社にとって大きな潜在的リスクとなりうる環境・品質・安全に関する取組みは、社内に横断的な専門の委員会を設置し、リスクを低減する活動を実施しております。環境と品質については、委員会が認定する所定の力量を備えた社員による内部監査を定期的実施、安全については、委員会による工場の安全巡視を毎月1回以上行っております。環境と品質に関する監査結果及び安全巡視結果は、監査役にも報告しております。

・提出会社の子会社の業務の適正を確保する為の体制整備の状況

当社は、当社グループとしての統一的意思決定及び業務の適正さを確保するため、グループ共通の稟議及び報告基準に関する規定を定め、運用しております。また、業績についても同規定に基づき定期的に、業務上重要な事項が発生した場合はその都度、子会社から当社に報告が行われる体制を整備しております。

このほか、当社内部監査室は、当社及び子会社のリスク管理の状況に関して定期的な監査を行っております。

また、当社は、当社グループとしての内部通報制度を定めており、各社の取締役等、監査役(子会社でこれに相当する地位にある者を含む)又は使用人は、法定の報告事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実を知った場合は、当社の監査役に対して、速やかに報告する体制を整備しております。

二 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ 取締役等の損害賠償責任の一部免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任について、それぞれに期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款で定めています。

ハ 中間配当

当社は、継続的・安定的な利益還元を行うために、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

イ 2020年6月19日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は以下のとおりです。

男性9名 女性1名（役員のうち女性の比率10%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)		
代表取締役 社長 社長執行役員 Chief Executive Officer Chief Product Officer	鬼頭 芳雄	1963年6月4日	1988年11月 当社入社	(注) 3	168,500		
			1992年6月 取締役				
			1998年6月 常務取締役				
			1999年4月 専務取締役				
			2000年7月 専務取締役 専務執行役員				
			2005年4月 代表取締役副社長 副社長執行役員				
			2006年1月 代表取締役社長 社長執行役員				
			2011年11月 代表取締役社長 社長執行役員 国内営業本部長				
			2013年4月 代表取締役社長 社長執行役員 東アジア事業本部長				
			2013年12月 代表取締役社長 社長執行役員 東アジア事業本部長				
2014年4月 代表取締役社長 社長執行役員 グローバルソリューション本部長	(注) 3	46,300					
2016年4月 代表取締役社長 社長執行役員 Chief Product Officer							
2017年1月 代表取締役社長 社長執行役員							
2018年4月 代表取締役社長 社長執行役員 Chief Product Officer (現任)							
(他の法人等の代表状況)							
2006年1月 江陰キトー起重機械有限公司 董事長							
取締役 副社長 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer			Edward W. Hunter	1965年7月3日	2004年5月 Harrington Hoists, Inc.入社 / President & Director	(注) 3	46,300
					2008年4月 当社入社 執行役員 KITO Americas, Inc. / President & Director Harrington Hoists, Inc. / President & Director		
					2011年4月 常務執行役員米州事業管掌 米州事業本部長 KITO Americas, Inc. / President & Director Harrington Hoists, Inc. / President & Director		
					2013年4月 常務執行役員米州・EMEA事業管掌 米州・EMEA事業本部長 KITO Americas, Inc. / President & Director Harrington Hoists, Inc. / President & Director		
	2016年4月 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer						
	2016年6月 取締役副社長 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer (現任)						

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer Chief Manufacturing Officer 品質保証本部長	讓原 経男	1957年12月26日	1980年4月 当社入社 2007年4月 執行役員 技術開発副本部長 2009年4月 執行役員 技術開発本部長 2009年10月 執行役員 技術開発本部長 製造本部副本部長 2010年4月 執行役員 技術開発本部長 製造本部長 2010年6月 取締役 執行役員 技術開発本部長 製造本部長 2011年4月 常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証・技術開発 本部管掌 技術開発本部長 2013年4月 常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証・技術開発 本部管掌 調達本部長 2013年12月 常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証管掌 2015年4月 常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証管掌 調達本部長 2016年4月 常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer 品質保証本部長 2017年4月 常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer、Chief Manufacturing Officer 品質保証本部長 調達本部長 2018年4月 常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer Chief Manufacturing Officer 品質保証本部長(現任)	(注) 3	39,500
常務取締役 常務執行役員 Chief Financial Officer 経営管理本部長 財務管理本部長	遅澤 茂樹	1962年10月12日	1985年4月 当社入社 2008年7月 経営企画部長 2011年4月 執行役員 経営企画室長 2012年1月 執行役員 経営企画室長 経営管理本部副本部長 2012年4月 執行役員 経営企画室長 経営管理本部長 2012年6月 取締役 執行役員 経営企画室長 経営管理本部長 2016年4月 取締役 執行役員 経営管理本部長 法務室長 2016年6月 取締役退任 執行役員 経営管理本部長 法務室長 2017年4月 常務執行役員 Chief Financial Officer 財務管理本部長 兼 事業戦略本部長 2017年10月 常務執行役員 Chief Financial Officer 財務管理本部長 2018年6月 常務取締役 常務執行役員 Chief Financial Officer 財務管理本部長 2018年7月 常務取締役 常務執行役員 Chief Financial Officer 経営管理本部長 財務管理本部長(現任)	(注) 3	36,900

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	中村 克己	1953年6月23日	1978年4月 2000年1月 2001年4月 2003年7月 2008年5月 2009年6月 2013年6月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2017年6月 2019年1月 2019年6月	日産自動車株式会社入社 同社プログラム管理室 プログラムディレクター 同社 常務執行役員 東風汽車有限公司 総裁 ルノー社 EVP ルノー社 EVP 日産自動車株式会社 取締役 カルソニックカンセイ株式会社 取締役会長 日産自動車株式会社 取締役 退任 稲畑産業株式会社 社外取締役 カルソニックカンセイ株式会社 会長 関西エアポート株式会社 社外取締役(現任) 当社取締役(現任) カルソニックカンセイ株式会社 会長 退任 ブラックストーン・グループ シニアアドバイザー(現任) 稲畑産業株式会社 社外取締役 退任	(注)3	
取締役	平井 孝志	1965年2月24日	1989年4月 1997年7月 2000年3月 2001年4月 2003年9月 2014年9月 2015年4月 2017年2月 2017年3月 2017年6月 2018年12月 2019年6月	ベイン・アンド・カンパニー・ジャパ ン・インコーポレイテッド入社 シニアコンサルタント デル株式会社 法人マーケティング・ディレクター 株式会社クレイフィッシュ 取締役チーフ・マーケティング・オ フィサー スターバックスコーヒージャパン株式 会社 経営企画部門長/オフィサー 株式会社ローランド・ベルガー 執行役員シニアパートナー 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 特別招聘教授 早稲田大学大学院経営管理研究科 客員教授(現任) 株式会社ローランド・ベルガー 執行役員シニアパートナー 退任 筑波大学大学院 ビジネスサイエンス 系 国際経営プロフェッショナル専攻 教授(現任) 当社取締役(現任) 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 特別招聘教授 退任 三井倉庫ホールディングス株式会社 社外取締役(現任)	(注)3	4,700
取締役	大澤 弘治	1961年10月9日	1985年4月 1993年10月 1999年3月 1999年5月 1999年7月 2014年8月 2019年6月	三菱商事株式会社入社 米国三菱商事パロアルト事務所 三菱商事株式会社に復職 三菱商事株式会社 退社 Global Catalyst Partners L.P./ Managing Principal & Co-Founde (現任) Global Catalyst Partners Japan事業 投資有限責任組合 マネージング・ディレクター兼共同創 業者(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	2,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	米山 健太郎	1958年4月14日	1981年4月 2006年8月 2011年4月 2015年4月 2015年6月	当社入社 内部監査室長 人事総務部長 監査役付部長 常勤監査役(現任)	(注)4	15,200
監査役	濱田 清仁	1957年11月30日	1985年10月 1989年4月 1997年2月 1998年2月 1998年4月 2007年6月 2014年3月 2016年9月 2017年9月 2019年6月 2019年11月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)退所 税理士登録 よつば総合会計事務所開設 パートナー就任(現任) 当社監査役就任(現任) メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外監査役(現任) 株式会社SOU(現 パリュエンスホールディングス株式会社) 社外監査役 株式会社コンヴァノ 社外取締役(現任) ナイス株式会社 社外取締役(現任) パリュエンスホールディングス株式会社 取締役監査等委員(現任)	(注)4	6,000
監査役	箱田 英子	1957年5月25日	1992年4月 2002年5月 2005年1月 2016年1月 2019年6月	弁護士登録 濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 入所 米国カリフォルニア大学ロサンゼルス校法科大学院卒業(LL.M.) 森・濱田松本法律事務所 パートナー(現任) 弁護士法人 森・濱田松本法律事務所 代表社員(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計						319,100

- (注) 1 取締役中村克己、平井孝志及び大澤弘治の各氏は、社外取締役であります。
2 監査役濱田清仁及び箱田英子の各氏は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、2019年6月21日開催の定時株主総会から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4 監査役の任期は、2019年6月21日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5 所有株式数は、2020年3月31日現在のものであります。
6 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
取締役を兼務しない執行役員は次の11名であります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	黄 瓊琳	Co-Chief Market Officer 中国事業本部長
常務執行役員	堀内 守	アジア事業本部長
執行役員	石川 一光	技術開発本部長
執行役員	Scott D. Miller	PCH (Powered Chain Hoists) プロダクト担当
執行役員	森田 義雄	地域事業管理部管掌
執行役員	Carlo Lonardi	米州事業本部長

執行役員	Marc Premont	米州事業本部副本部長
執行役員	Martin Rothe	EMEA事業本部長
執行役員	早川 公明	ホイスト製造本部長
執行役員	山田 浩	チェーン製造本部長
執行役員	河野 俊雄	調達本部長

□ 当社は、2020年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役7名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り承認可決されると、当社の役員状況は、以下のとおりとなる予定です（当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決定事項（役職等）も含めて記載しています。）。

男性9名 女性1名（役員のうち女性の比率10%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 社長執行役員 Chief Executive Officer Chief Product Officer	鬼頭 芳雄	1963年6月4日	イに記載の通り	(注)3	168,500
取締役 副社長 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer	Edward W. Hunter	1965年7月3日	イに記載の通り	(注)3	46,300
常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer Chief Manufacturing Officer 品質保証本部長	譲原 経男	1957年12月26日	イに記載の通り	(注)3	39,500
常務取締役 常務執行役員 Chief Financial Officer 経営管理本部長 財務管理本部長	遅澤 茂樹	1962年10月12日	イに記載の通り	(注)3	36,900
取締役	中村 克己	1953年6月23日	イに記載の通り	(注)3	
取締役	平井 孝志	1965年2月24日	イに記載の通り	(注)3	4,700
取締役	大澤 弘治	1961年10月9日	イに記載の通り	(注)3	2,000
常勤監査役	米山 健太郎	1958年4月14日	イに記載の通り	(注)4	15,200
監査役	濱田 清仁	1957年11月30日	イに記載の通り	(注)4	6,000
監査役	箱田 英子	1957年5月25日	イに記載の通り	(注)4	
計					319,100

- (注) 1 取締役中村克己、平井孝志及び大澤弘治の各氏は、社外取締役であります。
2 監査役濱田清仁及び箱田英子の各氏は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、2020年6月23日開催の定時株主総会から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4 監査役の任期は、2019年6月21日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5 所有株式数は、2020年3月31日現在のものです。

- 6 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次の11名であります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	黄 瓏琳	Co-Chief Market Officer 中国事業本部長
常務執行役員	堀内 守	アジア事業本部長
執行役員	石川 一光	技術開発本部長
執行役員	Scott D. Miller	PCH (Powered Chain Hoists) プロダクト担当
執行役員	森田 義雄	地域事業管理部管掌
執行役員	Carlo Lonardi	米州事業本部長
執行役員	Marc Premont	米州事業本部副本部長
執行役員	Martin Rothe	EMEA事業本部長
執行役員	早川 公明	ホイス製造本部長
執行役員	山田 浩	チェーン製造本部長
執行役員	河野 俊雄	調達本部長

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名であります。また、社外監査役は2名であります。

社外取締役であります中村克己氏は、国の基幹産業のひとつである自動車業界での長年における経営者・技術者として、豊富な知見とモノづくりでの経験を有していることから、当社に対して、適切な助言・提言を行い、また、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると考えております。

社外取締役であります平井孝志氏は、国際的に展開するコンサルティング・ファームにおける長年のコンサルタントとしての経験、日米の事業会社における経営陣としての経験、さらには経営大学院におけるグローバル人材育成の経験を有しており、当社の戦略の立案について適切に助言・提言を行い、また、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると考えております。

社外取締役であります大澤弘治氏は、シリコンバレーにおいて長くベンチャーキャピタルファンドの経営に携わっており、新規事業の発掘や育成に関する知見だけでなく、IoT等の最先端技術に対する知見も深いため、当社の事業の発展及び最先端技術を獲得していく上で適切に助言・提言を行い、また、独立した客観的な観点から、経営を監督できると考えております。

社外監査役であります濱田清仁氏は、公認会計士であり、財務、M&A、会計及び税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、独立した客観的な観点から、経営の監視を行うことができると考えております。

社外監査役であります箱田英子氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士であり、企業法務に精通し、独立した客観的な観点から、経営の監視を行うことができると考えております。

社外取締役及び社外監査役と当社との間に特別な利害関係はございません。

また、社外取締役及び社外監査役の当社所有株式数は、当報告書の「 役員の状況」に記載しているため、省略しております。

イ 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定めるコーポ

レートガバナンス・コードに準拠して独自に「社外取締役の独立性に関する基準」を規定しております。社外取締役又は社外監査役の選任には、独立性だけでなく、知識、経験、能力、人柄及び当社意思決定に対し積極的な提言や問題提起を期待することができるかといった観点等を総合的に判断しております。

□ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じ会計監査及び内部監査の報告を受け、監査役会との情報交換・連携を踏まえ必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たしております。また、取締役会の一員としての意見又は助言により内部統制部門を有効に機能させることを通じて、適正な業務執行の確保を図っています。

社外監査役は、監査役会や取締役会への出席及び会計監査人からの報告等を通じ、直接又は間接に、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めています。その上で高い専門性により監査役監査を実施し監査役会の監査報告につなげています。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して意見を述べ、適正な業務執行の確保を図っています。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査による指摘内容は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にフィードバックされ、社内の内部統制ルールの見直し等に繋げております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役監査の組織は、常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成される監査役会としております。

社外監査役の濱田清仁は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

また、社外監査役の箱田英子氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。

各監査役は、監査役会で決定された監査役監査計画に基づき監査を行うと共に、取締役会や執行役員会等の重要な会議へ出席し意見を述べる他、取締役の職務執行に関して厳正な監督・監査を行っており、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行う等、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

また、定例監査役会を開催し、効率的な監査、高水準の監査を遂行するため、策定した監査計画、監査の実施状況、監査結果等を検証しております。監査役は会計監査人と意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じ監査に立ち会うなど、連携を図っております。

内部監査室による内部監査の結果、会計監査人による監査実施概要及び監査結果並びに環境と品質に関する内部の監査結果について委員会から報告を受けております。

当社は当事業年度において監査役会を14回開催しており、各監査役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
米山健太郎	14回	14回（100%）
濱田清仁	14回	14回（100%）
箱田英子	9回	9回（100%）

監査役会は、原則として月1回開催されるほか、必要に応じて随時開催されております。監査役会における主な検討事項は、監査報告の作成、会計監査人の評価及び再任、会計監査人の報酬に対する同意、会計監査人及び内部監査室との連携、当社及び子会社のガバナンス強化であります。

また、常勤の監査役の米山健太郎は、社内の重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、決算実査の立会、会計監査人との面談等を行っております。

内部監査の状況

当社の内部監査組織は、代表取締役社長直轄の専従組織として内部監査室を設置しており、5名の体制としております。内部監査室は年間計画に基づき監査を実施し、当社及び当社グループの財務報告に関する内部統制状況と会社の経営に関する各種執行活動の各種基準等への準拠性、業務の執行管理全般、改善要求に対する被監査部門の取組状況の確認に関する監査を実施し、経営の効率化と業務の改善を図っております。

内部監査室による監査結果は、会計監査人並びに監査役とも共有し、四半期毎に会計監査人による監査結果の報告も受けております。

なお、監査役監査結果及び内部監査結果は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内内部統制ルールの見直しに繋げております。

会計監査の状況

イ 監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

ロ 継続監査期間

2004年以降

当社は、2007年3月期以降、継続してPwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。なお、当社は、2005年3月期から2006年3月期まで継続して旧中央青山監査法人による監査を受けておりました。

ハ 業務を執行した公認会計士

市原 順二

本多 守

ニ 監査業務にかかる補助者の構成

会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他31名であります。

ホ 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合

は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

再任の判断においては、当社監査役会が会計監査人を評価し、再任を適切と判断しております。

へ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。評価は、会計監査人の専門性、適切性、独立性、品質管理、監査報酬の内容・水準、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、海外ネットワーク、不正リスクへの対応等の観点から総合的に行っております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	55	4	58	11
連結子会社				
計	55	4	58	11

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、主に合意された手続業務等であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、主に内部統制に関するアドバイザリー業務等であります。

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワーク(PwC)に属する組織に対する報酬(イを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	93	1	77	2
連結子会社	70	11	84	14
計	163	13	162	16

(前連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、主に税務アドバイザリー業務等であります。

(当連結会計年度)

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、主に税務アドバイザリー業務等であります。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

二 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数・当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。

ホ 監査役による監査報酬の同意理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬 (譲渡制限付株式)	ストックオプション報酬	役員退職慰労引当金繰入額 (業績連動型)	
取締役 (社外取締役を除く)	175	87	65	12	3	6	3 (ストックオプション報酬は2人)
監査役 (社外監査役を除く)	14	14					1
社外役員	36	36					7

- (注) 1 上記報酬には、2019年6月21日付をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおり、また無報酬の取締役1名を除いております。
- 2 業績連動報酬は報酬額が年度末時点では確定されないため、2018年4月1日から2019年3月31日までの一部(23百万円)と、2019年4月1日から2020年3月31日までの一部(42百万円)を計上しております。
- 3 2020年3月31日時点の人員は、取締役7名、監査役3名であります。
- 4 役員ごとの報酬等の総額については、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬制度は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な手段の一つに位置づけており、市場競争力を担保するため、大手企業が参加する報酬調査結果の中位をベンチマークとして、基準額の水準の妥当性を指名報酬委員会で検証し、取締役会に勧告しております。

当事業年度の期首における役員報酬制度は、固定報酬、業績連動報酬、ストックオプション報酬及び役員退職慰労金より構成されておりましたが、2019年7月より新たに株式報酬(譲渡制限付株式)が導入され、これに合わせ、ストックオプション報酬及び役員退職慰労金を2019年6月21日開催の第75回定時株主総会の終結時をもって廃止いたしました。

当事業年度の末日時点における役員報酬制度は、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬(譲渡制限付株式)により構成されております。また、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役は、固定報酬のみ支給しております。

新たな役員報酬制度の総額に対する割合は、次のとおりとなりますが、本割合は基準報酬額100%分を支給した場合のモデルであり、業績の変動等に応じて割合も変動いたします。

固定報酬：業績連動報酬：株式報酬 = 6：3：1

(固定報酬)

固定報酬は、役職及びそれを細分した職務等級ごとに設定しております。

(業績連動型報酬)

業績連動報酬及び役員退職慰労金は、単年度の業績に連動する業績連動型の報酬となります。なお、前記のとおり、役員退職慰労金は、2019年6月21日開催の第75回定時株主総会の終結時をもって廃止しております。

業績連動報酬の決定方法は、役職毎に標準額を設定し、評価指標として当社連結売上高及びEBITDA(営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加算した額)を用い、目標値(100%)に対する達成度及び各人の当社業績への寄与度等を総合的に評価し、標準額に対して0%から200%までの範囲で決定されます。

役員退職慰労金の決定方法は、役職毎に標準額を設定し、評価指標として当社連結売上高及びEBITDAを用い、目標値(100%)に対する達成度等を評価し、標準額に対して50%から200%までの範囲で決定されます。

指標	2019年度		指標の選定理由
	目標値	実績値	

売上高	62,800百万円	58,722百万円	市場における成長力を計る指標として選定
E B I T D A	9,800百万円	8,508百万円	キャッシュ創出力を計る指標として選定

(株式報酬(譲渡制限付株式))

役位毎に年次の標準額を決定し、その金額に相当する当社普通株式(譲渡制限付)を毎年定期的に付与いたします。

譲渡制限の解除は退任時としております。

八 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を決定する機関と手続きの概要

指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、役員報酬に関わる制度の構築・改訂、基準となる報酬額、個人の業績評価及び業績連動報酬の妥当性等に関する事項を審議し、取締役会に勧告します。取締役会は、各役員の個別の報酬等の額について、株主総会において承認を得られた範囲の中で且つ指名報酬委員会から勧告を受けた範囲で、代表取締役社長鬼頭芳雄に一任します。

取締役報酬と監査役報酬は、2007年6月26日開催の定時株主総会において、それぞれ次のとおり決議されております。

- ・取締役報酬：年額300百万円以内
(うち、社外取締役報酬は年額30百万円以内、また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)
- ・監査役報酬：年額80百万円以内

さらに、譲渡制限付株式付与のため、前記の報酬枠とは別枠で、2019年6月21日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内とする取締役報酬が決議されております。

二 取締役会及び指名報酬委員会の活動

当事業年度は、指名報酬委員会及び取締役会にて、役員報酬について以下の内容を審議・決定いたしました。

- ・2019年度役員報酬ターゲット設定、役員評価・業績連動報酬について

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、保有する株式数を含め合理性があると認める場合に限り、上場株式を政策的に保有し、定期的に保有の合理性を検証します。また、検証の結果、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、可能な限り速やかに処分・縮減していくことを基本方針とします。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式		

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,678	9,468
受取手形及び売掛金	1 12,587	11,088
商品及び製品	13,337	13,601
仕掛品	1,231	1,193
原材料及び貯蔵品	3,356	3,302
その他	1,396	1,465
貸倒引当金	63	73
流動資産合計	40,524	40,046
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,003	11,132
減価償却累計額	6,618	6,670
建物及び構築物（純額）	4,385	4,461
機械装置及び運搬具	19,111	19,393
減価償却累計額	14,445	15,147
機械装置及び運搬具（純額）	4,666	4,246
土地	1,444	1,470
建設仮勘定	372	1,205
その他	6,383	7,716
減価償却累計額	5,968	6,347
その他（純額）	415	1,368
有形固定資産合計	11,283	12,752
無形固定資産		
のれん	1,650	1,316
ソフトウェア	1,261	836
その他	3,180	3,166
無形固定資産合計	6,093	5,319
投資その他の資産		
投資有価証券	4 801	4 2,000
繰延税金資産	1,805	1,803
退職給付に係る資産	173	
その他	1,396	881
投資その他の資産合計	4,176	4,686
固定資産合計	21,554	22,757
資産合計	62,078	62,804

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
支払手形及び買掛金	1	6,483		5,668
短期借入金	2、3	2,844	2、3	3,252
1年内返済予定の長期借入金	3	3,988	3	4,271
未払費用	1	3,488		3,349
未払法人税等		1,065		377
賞与引当金		843		769
製品保証引当金		85		107
返品調整引当金		308		373
その他	1	1,074		2,093
流動負債合計		20,183		20,263
固定負債				
長期借入金	3	11,962	3	10,808
役員退職慰労引当金		221		
退職給付に係る負債		1,996		2,336
繰延税金負債		924		722
その他		102		746
固定負債合計		15,207		14,613
負債合計		35,391		34,877
純資産の部				
株主資本				
資本金		3,976		3,976
資本剰余金		5,214		5,234
利益剰余金		21,863		24,086
自己株式		5,725		5,678
株主資本合計		25,328		27,618
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		0		0
繰延ヘッジ損益		52		91
為替換算調整勘定		552		64
退職給付に係る調整累計額		242		559
その他の包括利益累計額合計		362		716
新株予約権		50		66
非支配株主持分		945		958
純資産合計		26,687		27,927
負債純資産合計		62,078		62,804

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	61,238	58,722
売上原価	38,693	36,742
売上総利益	22,545	21,979
販売費及び一般管理費		
販売費	12,033	12,437
一般管理費	2 4,098	2 4,068
販売費及び一般管理費合計	1 16,132	1 16,505
営業利益	6,413	5,474
営業外収益		
受取利息	42	39
受取賃貸料	27	31
保険解約返戻金		97
作業くず売却益	50	35
その他	123	87
営業外収益合計	245	291
営業外費用		
支払利息	406	340
持分法による投資損失	147	28
為替差損	132	222
その他	224	181
営業外費用合計	910	773
経常利益	5,748	4,991
特別利益		
段階取得に係る差益		138
固定資産売却益	3 170	3 8
子会社清算益	24	
特別利益合計	195	146
特別損失		
固定資産売却損	4 45	4 1
固定資産除却損	5 35	5 85
減損損失	6 39	6 164
特別損失合計	121	251
税金等調整前当期純利益	5,822	4,885
法人税、住民税及び事業税	1,976	1,485
法人税等調整額	357	89
法人税等合計	1,619	1,575
当期純利益	4,203	3,310
非支配株主に帰属する当期純利益	138	105
親会社株主に帰属する当期純利益	4,064	3,204

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益	4,203	3,310
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延ヘッジ損益	53	144
為替換算調整勘定	264	615
退職給付に係る調整額	22	318
持分法適用会社に対する持分相当額	28	0
その他の包括利益合計	1 324	1 1,078
包括利益	3,878	2,231
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,786	2,125
非支配株主に係る包括利益	92	106

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	3,976	5,210	18,674	5,749	22,111	0	106
当期変動額							
剰余金の配当			775		775		
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,064		4,064		
自己株式の取得				0	0		
自己株式の処分		3		23	27		
連結範囲の変動			148		148		
米国税制改正による利 益剰余金の調整額			48		48		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						0	53
当期変動額合計		3	3,189	23	3,216	0	53
当期末残高	3,976	5,214	21,863	5,725	25,328	0	52

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	724	228	602	48	935	23,697
当期変動額						
剰余金の配当						775
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,064
自己株式の取得						0
自己株式の処分						27
連結範囲の変動						148
米国税制改正による利 益剰余金の調整額						48
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	172	13	239	2	10	226
当期変動額合計	172	13	239	2	10	2,989
当期末残高	552	242	362	50	945	26,687

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	3,976	5,214	21,863	5,725	25,328	0	52
当期変動額							
剰余金の配当			981		981		
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,204		3,204		
自己株式の取得				0	0		
自己株式の処分		19		47	67		
連結範囲の変動							
米国税制改正による利 益剰余金の調整額							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						0	144
当期変動額合計		19	2,222	47	2,290	0	144
当期末残高	3,976	5,234	24,086	5,678	27,618	0	91

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	552	242	362	50	945	26,687
当期変動額						
剰余金の配当						981
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,204
自己株式の取得						0
自己株式の処分						67
連結範囲の変動						
米国税制改正による利 益剰余金の調整額						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	616	317	1,078	15	12	1,050
当期変動額合計	616	317	1,078	15	12	1,240
当期末残高	64	559	716	66	958	27,927

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,822	4,885
減価償却費	2,470	2,711
減損損失	39	164
のれん償却額	317	323
貸倒引当金の増減額(は減少)	21	12
賞与引当金の増減額(は減少)	45	63
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	9	221
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	413	20
受取利息及び受取配当金	42	39
支払利息	406	340
持分法による投資損益(は益)	147	28
固定資産除却損	35	85
固定資産売却損益(は益)	124	6
売上債権の増減額(は増加)	921	1,343
たな卸資産の増減額(は増加)	1,949	499
未収入金の増減額(は増加)	0	18
前払費用の増減額(は増加)	95	99
仕入債務の増減額(は減少)	141	760
未払費用の増減額(は減少)	491	146
前受金の増減額(は減少)	554	44
その他	380	161
小計	5,464	8,052
利息及び配当金の受取額	63	39
利息の支払額	408	356
法人税等の支払額	1,565	2,360
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,553	5,374
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,304	1,416
有形固定資産の売却による収入	328	11
無形固定資産の取得による支出	111	272
関係会社株式の取得による支出	195	1,287
保険積立金の解約による収入		233
差入保証金の回収による収入	37	111
投資その他の資産の増減額(は増加)	47	66
その他	287	139
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,580	2,826

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	1,033	497
長期借入れによる収入	450	3,500
長期借入金の返済による支出	4,806	4,289
配当金の支払額	774	979
非支配株主への配当金の支払額	81	93
リース債務の返済による支出	60	296
その他	40	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,279	1,671
現金及び現金同等物に係る換算差額	67	86
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,373	789
現金及び現金同等物の期首残高	10,769	8,504
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	108	3
現金及び現金同等物の期末残高	1 8,504	1 9,297

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

ERIKKILA OYについては、重要性が増したことにより当連結会計年度から連結子会社に含めることとしております。

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Van Leusden B.V.

KITO HOIST THAI CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 2社

持分法を適用した主要な非連結子会社の名称

Van Leusden B.V.

持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称

KITO HOIST THAI CO., LTD.

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

江陰キトー起重機械有限公司他6社の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

持分法を適用していない非連結子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しておりますが、(会計方針の変更)に記載のとおり、当連結会計年度よりIFRS第16号を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。

返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2019年6月21日開催の定時株主総会の終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に打切り支給することについて承認を得ております。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払い分257百万円を固定負債の「その他」として表示しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象...外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当連結会計年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。

なお、金額的重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度より、IFRS第16号を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度における連結貸借対照表は、有形固定資産の「その他(純額)」が900百万円、流動負債の「その他」が267百万円及び固定負債の「その他」が339百万円増加し、流動資産の「その他」が4百万円及び投資その他の資産の「その他」が287百万円減少しております。

当連結会計年度の連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、営業活動によるキャッシュ・フローが261百万円増加し、財務活動によるキャッシュ・フローが同額減少しております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の増減額(は増加)」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書における「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の増減額(は増加)」168百万円及び「その他」118百万円は、「その他」287百万円として組み替えております。

前連結会計年度において「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務の返済による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書における「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」100百万円は、「リース債務の返済による支出」60百万円及び「その他」40百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により今後も営業活動に影響があるものと見込んでおります。

ただ、このような状況は、2021年3月期の期末に向けて徐々に正常化し、2022年3月期より感染拡大前の状況に概ね戻ると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形及び売掛金	0百万円	百万円
支払手形及び買掛金	877百万円	百万円
未払費用	123百万円	百万円
その他(流動負債)	120百万円	百万円

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	12,999百万円	12,126百万円
借入実行残高	2,844	3,252
差引額	10,154百万円	8,873百万円

3 財務制限条項

コミットメントライン契約(当連結会計年度末残高1,444百万円)及びシンジケートローン契約(当連結会計年度末残高8,634百万円)には、主に以下の財務制限条項が付されております。

事業年度の末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を、(i)基準事業年度の期末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 非支配株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、(i)基準年度期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続として損失としないこと。

4 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	801百万円	2,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・賞与	5,268百万円	5,317百万円
賞与引当金繰入額	392百万円	369百万円
退職給付費用	301百万円	272百万円
役員退職慰労引当金繰入額	21百万円	6百万円
貸倒引当金繰入額	23百万円	81百万円

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	910百万円	1,182百万円

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	5百万円	百万円
機械装置及び運搬具	6百万円	8百万円
土地	158百万円	百万円
その他(有形固定資産)	百万円	0百万円
計	170百万円	8百万円

4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	29百万円	百万円
機械装置及び運搬具	15百万円	1百万円
その他(有形固定資産)	1百万円	0百万円
計	45百万円	1百万円

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	2百万円	4百万円
機械装置及び運搬具	15百万円	14百万円
その他(有形固定資産)	0百万円	6百万円
ソフトウェア	0百万円	2百万円
その他(無形固定資産)	百万円	12百万円
撤去費用	15百万円	45百万円
計	35百万円	85百万円

6 減損損失

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類
インド共和国カルナタカ州	その他	のれん

当社グループの減損会計適用にあたって、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングしております。当社の子会社であるARMSEL MHE PVT. LTD.におけるのれんについて、当初想定していた超過収益力が見込めなくなったと判断し、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に39百万円を計上しました。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類
フィンランド共和国マサラ	その他	のれん

当社グループの減損会計適用にあたって、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングしております。当社の子会社であるERIKKILA OYにおけるのれんについて、当初想定していた超過収益力が見込めなくなったと判断し、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に164百万円を計上しました。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	0百万円	0百万円
税効果額	0	0
その他有価証券評価差額金	0百万円	0百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	76百万円	205百万円
税効果額	22	61
繰延ヘッジ損益	53百万円	144百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	263百万円	615百万円
税効果額	0	
為替換算調整勘定	264百万円	615百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	75百万円	568百万円
組替調整額	105	142
税効果調整前	29百万円	425百万円
税効果額	7	107
退職給付に係る調整額	22百万円	318百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	28百万円	0百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	28百万円	0百万円
その他の包括利益合計	324百万円	1,078百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	27,048,200			27,048,200

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,659,133	35	27,400	6,631,768

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるもの、減少はストック・オプションの行使によるものであります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回 ストック・オプション としての新株予約権					2	
	第7回 ストック・オプション としての新株予約権					2	
	第10回 ストック・オプション としての新株予約権					5	
	第11回 ストック・オプション としての新株予約権					5	
	第12回 ストック・オプション としての新株予約権					3	
	第13回 ストック・オプション としての新株予約権					4	
	第14回 ストック・オプション としての新株予約権					14	
	第15回 ストック・オプション としての新株予約権					12	
合計						50	

(注) 第14回及び第15回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	367	18.00	2018年3月31日	2018年6月22日
2018年11月14日 取締役会	普通株式	408	20.00	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	489	24.00	2019年3月31日	2019年6月24日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	27,048,200			27,048,200

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,631,768	35	55,200	6,576,603

- (注) 1. 増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加35株であります。
2. 減少数の内訳は、ストック・オプション権利行使による減少25,000株、譲渡制限付株式報酬の付与に伴う自己株式処分による減少30,200株であります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社	第7回 ストック・オプション としての新株予約権					1
	第10回 ストック・オプション としての新株予約権					5
	第11回 ストック・オプション としての新株予約権					5
	第12回 ストック・オプション としての新株予約権					3
	第13回 ストック・オプション としての新株予約権					4
	第14回 ストック・オプション としての新株予約権					18
	第15回 ストック・オプション としての新株予約権					28
合計						66

(注) 第15回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	489	24.00	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	491	24.00	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	491	24.00	2020年3月31日	2020年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	8,678百万円	9,468百万円
預入期間3カ月超の定期預金	173	170
現金及び現金同等物	8,504百万円	9,297百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、工場生産工程における生産設備用金型(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年以内	529百万円	371百万円
1年超	1,538	948
合計	2,068百万円	1,320百万円

(注) 当連結会計年度より、一部の在外連結子会社で使用権資産を有形固定資産に含めて計上しているため、対応するリース債務について未経過リース料の金額から除いております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規定に沿って期日管理及び与信管理を行っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部について先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。また、これらの一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての営業債権残高の範囲内にあります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に投資に係る資金調達であります。長期借入金の中に変動金利によるものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、その一部について金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は社内規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注) 2を参照ください）。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	8,678	8,678	
(2) 受取手形及び売掛金	12,587		
貸倒引当金	63		
	12,524	12,524	
資産計	21,202	21,202	
(1) 支払手形及び買掛金	(6,483)	(6,483)	
(2) 短期借入金	(2,844)	(2,844)	
(3) 未払費用	(3,488)	(3,488)	
(4) 未払法人税等	(1,065)	(1,065)	
(5) 長期借入金(*2)	(15,951)	(15,959)	7
負債計	(29,834)	(29,841)	7
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3)	(3)	
ヘッジ会計が適用されているもの	74	74	
デリバティブ取引計	70	70	

(*1) 負債に計上されているものについては()で表示しております。

(*2) 長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年以内返済予定長期借入金を含めております。

(*3) 投資有価証券は重要性が乏しいため上記表には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	9,468	9,468	
(2) 受取手形及び売掛金	11,088		
貸倒引当金	73		
	11,015	11,015	
資産計	20,483	20,483	
(1) 支払手形及び買掛金	(5,668)	(5,668)	
(2) 短期借入金	(3,252)	(3,252)	
(3) 未払費用	(3,349)	(3,349)	
(4) 未払法人税等	(377)	(377)	
(5) 長期借入金(*2)	(15,080)	(15,088)	8
負債計	(27,727)	(27,736)	8
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	8	8	
ヘッジ会計が適用されているもの	(131)	(131)	
デリバティブ取引計	(122)	(122)	

(*1) 負債に計上されているものについては()で表示しております。

(*2) 長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 投資有価証券は重要性が乏しいため上記表には含めておりません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	0	
関係会社株式	801	2,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,678			
受取手形及び売掛金	12,463	124		

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,468			
受取手形及び売掛金	11,005	83		

4 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,844					
長期借入金	3,988	3,603	3,118	1,652	1,408	2,178
合計	6,832	3,603	3,118	1,652	1,408	2,178

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,252					
長期借入金	4,271	3,772	2,294	2,044	2,593	102
合計	7,523	3,772	2,294	2,044	2,593	102

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	471		3	3
	加ドル	110		0	0
	ユーロ				
	合計	582		3	3

(注) 時価の算定方法 為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	472		5	5
	加ドル	123		2	2
	ユーロ	47		0	0
	合計	643		8	8

(注) 時価の算定方法 為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	5,061	5,061	74
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	250	50	(注)

(注) 時価の算定方法 金利スワップ取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。
また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	4,135	4,135	131
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	50		(注)

(注) 時価の算定方法 金利スワップ取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。
また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

一部の連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,200百万円	6,455百万円
勤務費用	337	342
利息費用	106	98
数理計算上の差異の発生額	20	397
退職給付の支払額	359	336
その他	150	85
退職給付債務の期末残高	6,455百万円	6,872百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	3,875百万円	4,632百万円
期待運用収益	237	268
数理計算上の差異の発生額	55	171
事業主からの拠出額	731	108
退職給付の支払額	244	247
その他	87	52
年金資産の期末残高	4,632百万円	4,536百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,539百万円	4,845百万円
年金資産	4,632	4,536
	93百万円	308百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,916	2,027
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,823百万円	2,336百万円
退職給付に係る負債	1,996百万円	2,336百万円
退職給付に係る資産	173	
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,823百万円	2,336百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	337百万円	342百万円
利息費用	106	98
期待運用収益	237	268
数理計算上の差異の費用処理額	106	144
過去勤務費用の費用処理額	0	8
確定給付制度に係る 退職給付費用	311百万円	326百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	0百万円	0百万円
数理計算上の差異	30	425
合計	29百万円	425百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	1百万円	0百万円
未認識数理計算上の差異	331	756
合計	330百万円	756百万円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	68%	60%
株式	19	9
現金及び預金	2	9
一般勘定	10	10
その他	1	12
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	1.7%	1.5%
長期期待運用収益率	6.1%	5.8%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度190百万円、当連結会計年度201百万円であり
ます。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	17百万円	19百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回	第7回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社執行役員2名	当社取締役3名 当社執行役員2名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 120,000株	普通株式 120,000株
付与日	2009年6月25日	2010年5月26日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	2009年6月25日～ 2013年6月30日	2010年5月26日～ 2014年5月31日
権利行使期間	2011年6月25日～ 2019年6月24日	2012年5月26日～ 2020年5月25日

	第10回	第11回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員1名	当社執行役員2名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 20,000株	普通株式 60,000株
付与日	2013年5月29日	2014年5月28日
権利確定条件	(注)4	(注)5
対象勤務期間	2013年5月29日～ 2016年5月29日	2014年5月28日～ 2018年5月28日
権利行使期間	2015年5月29日～ 2023年5月28日	2016年5月28日～ 2024年5月27日

	第12回	第13回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員1名	当社執行役員3名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 10,000株	普通株式 80,000株
付与日	2015年5月27日	2016年6月1日
権利確定条件	(注)6	(注)7
対象勤務期間		2016年6月1日～ 2020年6月1日
権利行使期間	2017年5月27日～ 2025年5月26日	2018年6月1日～ 2026年5月31日

	第14回	第15回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社執行役員 1名	当社執行役員 2名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 100,000株	普通株式 60,000株
付与日	2017年 5月31日	2018年 5月30日
権利確定条件	(注) 8	(注) 9
対象勤務期間	2017年 5月31日 ~ 2021年 5月31日	2018年 5月30日 ~ 2022年 5月30日
権利行使期間	2019年 5月31日 ~ 2027年 5月30日	2020年 5月30日 ~ 2028年 5月29日

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、2013年4月1日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2014年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 権利確定日である、第1回(2011年6月25日)、第2回(2012年6月30日)、第3回(2013年6月30日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 3 付与対象者5名のうち、取締役3名及び執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定条件は付されておられません。また、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2012年5月26日)、第2回(2013年5月31日)、第3回(2014年5月31日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 4 権利確定日である、第1回(2015年5月29日)、第2回(2016年5月29日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 5 付与対象者2名につき、それぞれ異なった条件を付しております。すなわち、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2016年5月28日)、第2回(2017年5月28日)、第3回(2018年5月28日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。また、もう1名の執行役員に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2016年5月28日)、第2回(2017年5月28日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 6 権利確定条件は付されておられません。
- 7 付与対象者3名のうち、執行役員2名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2018年6月1日)、第2回(2019年6月1日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。また、もう1名の執行役員に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2018年6月1日)、第2回(2019年6月1日)、第3回(2020年6月1日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 8 付与対象者3名のうち、取締役1名及び執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2019年5月31日)、第2回(2020年5月31日)、第3回(2021年5月31日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。また、もう1名の取締役に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2019年5月31日)、第2回(2020年5月31日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
- 9 付与対象者2名につき、それぞれ異なった条件を付しております。すなわち、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2020年5月30日)、第2回(2021年5月30日)、第3回(2022年5月30日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。また、もう1名の執行役員に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2020年5月30日)、第2回(2021年5月30日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回	第7回	第10回	第11回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	12,000	25,000	20,000	17,000
権利確定				
権利行使	12,000	13,000		
失効				
未行使残		12,000	20,000	17,000

	第12回	第13回	第14回	第15回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末		10,000	60,000	60,000
付与				
失効				
権利確定		10,000	30,000	
未確定残			30,000	60,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	10,000	10,000		
権利確定		10,000	30,000	
権利行使				
失効				
未行使残	10,000	20,000	30,000	

単価情報

	第5回	第7回	第10回	第11回
権利行使価格(円)(注)1	537 (注)2	605 (注)2	853	1,140
行使時平均株価(円)	1,714	1,622		
付与日における公正な評価単価(円) (条件変更日における評価単価)	183 (注)3	98 (注)3	260	318

	第12回	第13回	第14回	第15回

権利行使価格(円)(注) 1	1,252	891	1,206	2,394
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	351	246	324	641

- (注) 1 2014年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。
- 2 第5回、第7回の権利行使価格につきましては、割当日後、当社が時価を下回る価格で自己株式の処分を行ったため、新株予約権割当契約に則り行使価格を以下のとおり調整(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる)しております。
・第5回541円 537円 ・第7回609円 605円
なお、2014年10月1日に、1株を2株とする株式分割を実施しているため、上記行使価格については分割後の価格によっております。
- 3 第5回、第7回の条件変更を行なった結果、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行っておりません。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	565百万円	604百万円
返品調整引当金	75	91
賞与引当金	119	121
未払業績賞与	239	167
未実現利益	628	584
繰越欠損金	76	94
棚卸資産評価損	184	185
未払費用	39	24
その他	595	657
繰延税金資産小計	2,525百万円	2,532百万円
評価性引当額	260百万円	202百万円
繰延税金資産合計	2,265百万円	2,330百万円
(繰延税金負債)		
海外子会社の未分配利益	58百万円	69百万円
固定資産	1,187	984
その他	140	195
繰延税金負債合計	1,385百万円	1,248百万円
繰延税金資産の純額	880百万円	1,081百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	29.9%	29.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	1.4%
外国源泉税	1.8	2.2
のれん償却額	1.6	1.9
持分法投資損失	0.7	0.2
外国税額控除	0.7	1.1
試験研究費税額控除	0.8	1.8
海外子会社の税率差異等	3.0	3.0
その他	2.7	2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.8%	32.2%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「評価性引当額の増減」、「住民税均等割等」、「在外子会社の留保利益」及び「更正等による影響額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度における「評価性引当額の増減」0.3%、「住民税均等割等」0.4%、「在外子会社の留保利益」0.2%、「更正等による影響額」0.2%及び「その他」3.1%は、「その他」2.7%として組み替えて表示しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ホイスト・クレーン等の製造・販売をしており、国内においては当社が、海外においては米州、中国、アジア及び欧州等の各地域を現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、各連結会社を集約し、日本、米州、中国、アジア、欧州及びその他の6つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
売上高									
外部顧客への売上高	16,166	28,588	6,539	4,668	3,374	1,901	61,238		61,238
セグメント間の内部 売上高又は振替高	13,628	102	645	0	380		14,757	14,757	
計	29,794	28,691	7,185	4,668	3,754	1,901	75,996	14,757	61,238
セグメント利益又は損失 ()	6,282	1,657	910	472	251	49	9,121	2,707	6,413
セグメント資産	24,814	24,988	7,013	4,157	3,746	1,339	66,059	3,980	62,078
その他の項目									
減価償却費	955	1,006	210	130	129	26	2,458	12	2,470
のれんの償却額	11	296		8			317		317
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	617	416	87	52	97	32	1,303	17	1,321

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- セグメント利益又は損失()の調整額 2,707百万円には、セグメント間取引消去 263百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,444百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
- セグメント資産の調整額 3,980百万円には、セグメント間取引消去 4,839百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産858百万円が含まれております。全社資産は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る資産であります。
- 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額17百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

2 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
売上高									
外部顧客への売上高	15,331	28,099	6,837	3,214	3,775	1,464	58,722		58,722
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,373	72	666		802		12,914	12,914	
計	26,704	28,171	7,503	3,214	4,578	1,464	71,637	12,914	58,722
セグメント利益又は損失 ()	5,495	1,551	979	182	303	48	7,857	2,383	5,474
セグメント資産	25,591	22,559	6,873	4,248	4,484	1,087	64,845	2,041	62,804
その他の項目									
減価償却費	949	1,003	215	194	260	77	2,700	11	2,711
のれんの償却額	11	290			20		323		323
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,371	425	185	59	286	49	2,377		2,377

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 2,383百万円には、セグメント間取引消去94百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,478百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額 2,041百万円には、セグメント間取引消去 4,086百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産2,045百万円が含まれております。全社資産は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る資産であります。

2 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
16,162	27,663	6,539	5,239	3,204	2,430	61,238

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 米州への売上高に分類した額のうち、米国への売上高は23,685百万円であります。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
5,345	2,405	1,717	1,061	559	194	11,283

(注) 米州における有形固定資産の額のうち、米国に所在している有形固定資産は2,367百万円であります。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
15,174	27,332	6,822	3,729	3,467	2,196	58,722

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 米州への売上高に分類した額のうち、米国への売上高は23,704百万円であります。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
5,899	2,288	1,943	1,255	1,119	246	12,752

(注) 米州における有形固定資産の額のうち、米国に所在している有形固定資産は2,147百万円であります。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
減損損失				39			39		39

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
減損損失					164		164		164

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(のれん)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
当期償却額	11	296		8			317		317
当期末残高	18	1,632					1,650		1,650

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(のれん)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
当期償却額	11	290			20		323		323
当期末残高	6	1,309					1,316		1,316

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
非連結子会社	KITO HOIST THAI CO., LTD.	タイ王国 チョンブリ県	1,287	ホイスト製品の製造及び販売	(所有) 直接 100.00%	役員の兼任等	増資の引受け	1,287		

(注) 増資の引受けは、KITO HOIST THAI CO., LTD.が行った増資を全額引き受けたものであります。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円) (注)3	科目	期末残高(百万円)
役員	宮脇 彰秀 (注)1			当社 専務執行役員	(被所有) 直接 0.00%		新株予約権 (ストック・ オプション) の行使(注)2	11 (10,400株)		

(注)1 宮脇彰秀氏は、2018年6月30日をもって当社専務執行役員を退任し、関連当事者に該当しなくなっております。このため、取引金額は専務執行役員退任までの取引について記載しており、議決権等の被所有割合は専務執行役員退任時の割合を記載しております。

2 2013年6月20日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

3 「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	Edward W. Hunter			当社 取締役副社長 副社長執行役員	(被所有) 直接 0.00%		金銭報酬債権 の現物出資 (注)	10 (6,300株)		

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,258.34円	1,314.13円
1株当たり当期純利益金額	199.14円	156.64円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	198.28円	156.26円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	26,687	27,927
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	996	1,024
(うち新株予約権)	(50)	(66)
(うち非支配株主持分)	(945)	(958)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	25,690	26,902
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	20,416,432	20,471,597

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり
であります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	4,064	3,204
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	4,064	3,204
普通株式の期中平均株式数(株)	20,409,892	20,455,444
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	88,382	49,640
(うち新株予約権)(株)	(88,382)	(49,640)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株 式の概要	第15回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 2017年6月21日 取締役会決議日 2018年5月29日 (新株予約権の数 300個 普通株式 60,000株)	

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、2020年4月22日及び2020年5月21日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化に備えて、手元流動資金を手厚くし、経営基盤のさらなる安定化を図ることを目的に、資金の短期借入を行うことを決議し、実行いたしました。

1．2020年4月22日開催の取締役会において決議し、実行した短期借入金は次のとおりです。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 借入先の名称 | 株式会社三井住友銀行 |
| (2) 借入金額 | 3,000百万円 |
| (3) 借入利率 | 基準金利 + スプレッド |
| (4) 借入実行日 | 2020年4月30日 |
| (5) 借入期間 | 1年間 |
| (6) 返済条件 | 一括返済 |
| (7) 担保提供及び保証 | なし |

2．2020年5月21日開催の取締役会において決議し、実行した短期借入金は次のとおりです。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 借入先の名称 | 株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社山梨中央銀行 |
| (2) 借入金額 | 3,000百万円 |
| (3) 借入利率 | 基準金利 + スプレッド |
| (4) 借入実行日 | 2020年5月29日 |
| (5) 借入期間 | 1年間 |
| (6) 返済条件 | 一括返済 |
| (7) 担保提供及び保証 | なし |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,844	3,252	1.59	
1年以内に返済予定の長期借入金	3,988	4,271	1.16	
1年以内に返済予定のリース債務	282	279		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	11,962	10,808	1.59	2021年～2026年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	504	357		2021年～2027年
その他有利子負債				
合計	19,583	18,969		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3 当連結会計年度の期首より、在外連結子会社においてIFRS第16号を適用しており、「1年以内に返済予定のリース債務」及び「リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)」の当期首残高ならびに当期末残高は、本会計基準を適用した残高が含まれております。
 4 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,772	2,294	2,044	2,593
リース債務	204	87	30	16

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	13,247	27,548	42,753	58,722
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	582	1,763	3,436	4,885
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益金額 (百万円)	327	1,083	2,131	3,204
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	16.02	52.98	104.24	156.64

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	16.02	36.94	51.24	52.38

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,219	5,692
受取手形	2 46	22
電子記録債権	2 243	72
売掛金	1 5,733	1 5,123
商品及び製品	2,588	2,728
仕掛品	693	733
原材料及び貯蔵品	1,937	2,206
前払費用	275	246
未収入金	1 39	1 72
未収消費税等	131	194
関係会社短期貸付金	1,177	1,273
その他	101	1 499
流動資産合計	18,187	18,865
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,173	2,038
構築物	184	211
機械及び装置	1,599	1,472
車両運搬具	17	16
工具、器具及び備品	222	289
土地	1,000	1,000
リース資産	14	1
建設仮勘定	129	866
有形固定資産合計	5,341	5,896
無形固定資産		
のれん	18	6
ソフトウェア	846	612
電話加入権	3	3
その他		163
無形固定資産合計	868	786
投資その他の資産		
投資有価証券	0	
関係会社株式	4,324	5,611
関係会社出資金	5,830	6,299
関係会社長期貸付金	8,123	6,694
長期前払費用	140	80
繰延税金資産	1,127	1,096
その他	354	180
投資その他の資産合計	19,900	19,962
固定資産合計	26,110	26,646
資産合計	44,298	45,512

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	2 666	611
買掛金	1、 2 3,378	1 3,010
短期借入金	3、 4 554	3、 4 1,444
1年内返済予定の長期借入金	4 3,988	4 4,238
リース債務	15	0
未払金	24	25
未払費用	1、 2 2,648	1 2,571
未払法人税等	871	234
前受金	0	1
預り金	73	32
賞与引当金	401	399
製品保証引当金	69	68
返品調整引当金	0	0
設備関係支払手形	2 67	136
設備関係未払金	2 231	917
その他	4	46
流動負債合計	12,998	13,739
固定負債		
長期借入金	4 11,962	4 10,779
関係会社長期借入金	353	328
リース債務	1	0
退職給付引当金	1,684	1,720
役員退職慰労引当金	221	
その他	67	380
固定負債合計	14,290	13,210
負債合計	27,288	26,950
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金		
資本準備金	5,199	5,199
その他資本剰余金	14	34
資本剰余金合計	5,214	5,234
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	12	12
別途積立金	150	150
繰越利益剰余金	13,278	14,892
利益剰余金合計	13,441	15,054
自己株式	5,725	5,678
株主資本合計	16,906	18,587
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	52	91
評価・換算差額等合計	52	91
新株予約権	50	66
純資産合計	17,009	18,561
負債純資産合計	44,298	45,512

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)		当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	
売上高	2	29,794	2	26,704
売上原価	2	18,428	2	16,224
売上総利益		11,365		10,480
販売費及び一般管理費	1、 2	7,520	1、 2	7,451
営業利益		3,845		3,029
営業外収益				
受取利息	2	367	2	301
受取配当金	2	677	2	622
保険解約返戻金				97
その他		107	2	98
営業外収益合計		1,153		1,120
営業外費用				
支払利息	2	346	2	286
アレンジメントフィー		79		65
為替差損		112		219
その他		34		22
営業外費用合計		572		594
経常利益		4,425		3,555
特別利益				
固定資産売却益		1		
子会社清算益		24		
特別利益合計		26		
特別損失				
固定資産除却損		28		52
関係会社株式評価損	3	724		
特別損失合計		752		52
税引前当期純利益		3,699		3,502
法人税、住民税及び事業税		1,237		815
法人税等調整額		18		92
法人税等合計		1,218		908
当期純利益		2,480		2,594

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,976	5,199	10	5,210	12	150	11,573	11,736
当期変動額								
剰余金の配当							775	775
当期純利益							2,480	2,480
自己株式の取得								
自己株式の処分			3	3				
固定資産圧縮積立金の 積立					2		2	
固定資産圧縮積立金の 取崩					2		2	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計			3	3	0		1,705	1,705
当期末残高	3,976	5,199	14	5,214	12	150	13,278	13,441

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,749	15,173	106	106	48	15,328
当期変動額						
剰余金の配当		775				775
当期純利益		2,480				2,480
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	23	27				27
固定資産圧縮積立金の 積立						
固定資産圧縮積立金の 取崩						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			53	53	2	51
当期変動額合計	23	1,732	53	53	2	1,681
当期末残高	5,725	16,906	52	52	50	17,009

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,976	5,199	14	5,214	12	150	13,278	13,441
当期変動額								
剰余金の配当							981	981
当期純利益							2,594	2,594
自己株式の取得								
自己株式の処分			19	19				
固定資産圧縮積立金の 積立					1		1	
固定資産圧縮積立金の 取崩					1		1	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計			19	19	0		1,613	1,613
当期末残高	3,976	5,199	34	5,234	12	150	14,892	15,054

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,725	16,906	52	52	50	17,009
当期変動額						
剰余金の配当		981				981
当期純利益		2,594				2,594
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	47	67				67
固定資産圧縮積立金の 積立						
固定資産圧縮積立金の 取崩						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			144	144	15	128
当期変動額合計	47	1,680	144	144	15	1,552
当期末残高	5,678	18,587	91	91	66	18,561

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品・製品・原材料

総平均法による原価法

仕掛品

個別法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。

(3) 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2019年6月21日開催の定時株主総会の終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に打切り支給することについて承認を得ております。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払い分257百万円を固定負債の「その他」として表示しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。

なお、金額的重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

(4) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象...外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当事業年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度まで流動資産の「売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は当事業年度より明瞭性を高める観点より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表における流動資産の「売掛金」5,976百万円は、「電子記録債権」243百万円及び「売掛金」5,733百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により今後も営業活動に影響があるものと見込んでおります。

ただ、このような状況は、2021年3月期の期末に向けて徐々に正常化し、2022年3月期より感染拡大前の状況に概ね戻ると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	3,138百万円	2,908百万円
短期金銭債務	56百万円	28百万円

2 事業年度末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、前事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	0百万円	百万円
電子記録債権	0百万円	百万円
支払手形	173百万円	百万円
買掛金	704百万円	百万円
未払費用	123百万円	百万円
設備関係支払手形	3百万円	百万円
設備関係未払金	117百万円	百万円

3 貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸出コミットメントの総額	7,000百万円	7,000百万円
借入実行残高	554	1,444
差引額	6,445百万円	5,555百万円

4 財務制限条項

コミットメントライン契約(当事業年度末残高1,444百万円)及びシンジケートローン契約(当事業年度末残高8,634百万円)には、主に以下の財務制限条項が付されております。

事業年度の末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を、(i)基準事業年度の期末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 非支配株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、(i)基準年度期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続として損失としないこと。

5 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入債務等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
Kito Europe GmbH	324百万円	825百万円
KITO CHAIN ITALIA S.R.L.	311	298
台湾開道股份有限公司	36	
KITO KOREA CO., LTD.	88	53
SIAM KITO CO., LTD.		66
PWB ANCHOR LIMITED	62	52
計	822百万円	1,297百万円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
荷造運搬費	987百万円	771百万円
給料・賞与	1,644百万円	1,626百万円
賞与引当金繰入額	141百万円	157百万円
退職給付費用	137百万円	116百万円
役員退職慰労引当金繰入額	21百万円	6百万円
減価償却費	309百万円	288百万円
研究開発費	820百万円	879百万円

おおよその割合

販売費	45%	45%
一般管理費	55%	55%

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	13,628百万円	11,373百万円
仕入高	955百万円	1,069百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,068百万円	958百万円

3 関係会社株式等評価損

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

連結子会社であるARMSEL MHE PRIVATE LIMITEDの株式に係る評価損であります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

関係会社株式及び関係会社出資金は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

なお、これらの貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
関係会社株式	4,324	5,611
関係会社出資金	5,830	6,299
計	10,154	11,911

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	490百万円	514百万円
賞与引当金	92	91
未払業績賞与	236	164
関係会社株式等評価損	744	744
売上割戻未払額	119	105
その他	377	388
繰延税金資産小計	2,059百万円	2,009百万円
評価性引当額	898百万円	905百万円
繰延税金資産合計	1,160百万円	1,104百万円
(繰延税金負債)		
繰延ヘッジ損益	22百万円	百万円
その他	10	7
繰延税金負債合計	33百万円	7百万円
繰延税金資産の純額	1,127百万円	1,096百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	29.9 %	29.9 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8 %	1.0 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.2	5.1
評価性引当額の増減	6.1	0.2
住民税均等割等	0.6	0.6
国外配当金等源泉税	2.7	2.5
外国税額控除	1.0	0.9
試験研究費税額控除	1.2	2.5
その他	0.2	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.9 %	25.9 %

(表示方法の変更)

前事業年度において独立掲記しておりました「更正等による影響額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度における「更正等による影響額」0.1%及び「その他」0.2%は、「その他」0.2%として組み替えて表示しております。

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、2020年4月22日及び2020年5月21日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化に備えて、手元流動資金を手厚くし、経営基盤のさらなる安定化を図ることを目的に、資金の短期借入を行うことを決議し、実行いたしました。

1．2020年4月22日開催の取締役会において決議し、実行した短期借入金は次のとおりです。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 借入先の名称 | 株式会社三井住友銀行 |
| (2) 借入金額 | 3,000百万円 |
| (3) 借入利率 | 基準金利 + スプレッド |
| (4) 借入実行日 | 2020年4月30日 |
| (5) 借入期間 | 1年間 |
| (6) 返済条件 | 一括返済 |
| (7) 担保提供及び保証 | なし |

2．2020年5月21日開催の取締役会において決議し、実行した短期借入金は次のとおりです。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 借入先の名称 | 株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社山梨中央銀行 |
| (2) 借入金額 | 3,000百万円 |
| (3) 借入利率 | 基準金利 + スプレッド |
| (4) 借入実行日 | 2020年5月29日 |
| (5) 借入期間 | 1年間 |
| (6) 返済条件 | 一括返済 |
| (7) 担保提供及び保証 | なし |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	6,962	63	324	195	6,702	4,663
	構築物	568	43	0	16	611	400
	機械及び装置	10,969	181	181	290	10,969	9,497
	車両運搬具	85	2		3	88	71
	工具、器具及び備品	5,268	235	75	167	5,429	5,139
	土地	1,000				1,000	
	リース資産	351			13	351	350
	建設仮勘定	129	1,313	576		866	
	計	25,336	1,840	1,157	688	26,019	20,123
無形固定資産	のれん	118			11	118	111
	ソフトウェア	1,646	38	7	272	1,678	1,066
	電話加入権	3				3	
	その他		202	38		163	
		計	1,769	241	45	283	1,964

(注) 1 当期増加額及び減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物の減少

空調更新による除却 319百万円

機械及び装置の増加

インフラ設備老朽化対策 配電設備更新 73百万円

めっき排水処理設備更新 33百万円

コンプレッサー更新 20百万円

鎖外観検査機 18百万円

機械及び装置の減少

鎖曲げ機除却 55百万円

トランスファープレス除却 31百万円

鎖外観検査機売却 28百万円

コンプレッサー更新による除却 15百万円

工具、器具及び備品の増加

金型更新 152百万円

ICカード更新に伴う設備導入 17百万円

建設仮勘定の増加

熱処理棟新築 449百万円

アルミ加工工程設備導入 200百万円

熱処理内製化設備導入 109百万円

その他の増加

営業関連システム 165百万円

鎖外観検査機 AI導入 14百万円

2 建設仮勘定の主な減少は、上記資産への振替に係るものであります。

3 当期首残高及び当期末残高は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	401	399	401	399
製品保証引当金	69	68	69	68
返品調整引当金	0	0	0	0
役員退職慰労引当金	221	6	227	

(注) 引当金計上の理由及び金額の算出方法は、「重要な会計方針」に記載しております。

なお、役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金制度の廃止に伴い全額取り崩しをしております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL http://ki-to.com/jp/epr/
株主に対する特典	なし

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利並びに後記2に記載の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 2 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第75期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月24日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第76期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月13日関東財務局長に提出。

第76期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月8日関東財務局長に提出。

第76期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2019年6月25日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月19日

株式会社キトー
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 順 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 守

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切

な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キトーの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社キトーが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程

を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月19日

株式会社キトー
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 順 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 守

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトーの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。